

「仮登録」制度

及び

「外国生産肥料の登録」制度

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

I	はじめに	4
II	概要	4
1	「仮登録」について	4
2	「外国生産肥料の登録」について	4
III	仮登録申請の手引き	5
1	はじめに	5
2	仮登録申請書の用紙	5
3	申請手続きについて	5
4	申請先	5
5	仮登録申請書及び添付書類等	5
IV	肥料仮登録の有効期間の更新申請の手引き	12
1	はじめに	12
2	仮登録有効期間更新申請書の用紙	12
3	申請先	12
4	仮登録有効期間更新申請書及び添付書類等	12
V	肥料仮登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合等の申請・届出の手引き	17
1	はじめに	17
2	申請書・届出書の用紙	17
3	申請・届出先	17
4	肥料仮登録事項変更届及び添付書類	17
5	肥料仮登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書並びに添付書類等	19
6	相続又は合併若しくは分割に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書及び添付書類等	20
7	肥料仮登録証再交付申請書及び添付書類等	22
8	肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書及び添付書類等	24
9	肥料仮登録失効届及び添付書類	25
VI	外国生産肥料の登録申請や仮登録申請の手引き	28
1	はじめに	28
2	農林水産大臣による登録日及び申請の受付	28
3	登録申請書や仮登録申請書の用紙	28
4	申請手続きについて	28
5	登録申請書及び添付書類等（原料規格の原料を使用しない普通肥料の場合）	29
6	登録申請書及び添付書類等（原料規格の原料を使用する普通肥料の場合）	43
7	仮登録申請書及び添付書類等	50
VII	外国生産肥料の登録の有効期間の更新申請の手引き	54

1	はじめに.....	54
2	有効期間更新の申請の受け付け.....	54
3	登録有効期間更新申請書の用紙.....	54
4	申請先.....	54
5	登録有効期間更新申請書及び添付書類等（原料規格の原料を使用しない普通肥料の場合）.....	54
6	登録有効期間更新申請書及び添付書類等（原料規格の原料を使用する普通肥料の場合）.....	61
VIII	外国生産肥料の仮登録の有効期間の更新申請の手引き.....	66
1	はじめに.....	66
2	仮登録有効期間更新申請書の用紙.....	66
3	申請先.....	66
4	仮登録有効期間更新申請書及び添付書類等.....	66
IX	外国生産肥料の肥料登録申請書や肥料仮登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合等の申請・届出の手引き.....	70
1	はじめに.....	70
2	申請書・届出書の用紙.....	70
3	申請・届出先.....	70
4	肥料登録事項変更届、肥料仮登録事項変更届及び添付書類.....	70
5	肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書、.....	72
6	相続又は合併若しくは分割に基づく肥料登録証又は肥料仮登録証の書替交付申請書又は交付申請書及び添付書類等.....	74
7	肥料登録証再交付申請書、肥料仮登録証再交付申請書及び添付書類等.....	77
8	肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書、肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書及び添付書類等.....	80
9	肥料登録失効届、肥料仮登録失効届及び添付書類.....	82
10	肥料の生産（輸入）に関する原料、材料、生産工程等の変更について.....	83
11	仮登録から登録への移行.....	84
X	国内管理人にかかる事項に変更が生じた場合の届出・登録外国生産業者による国内管理人への生産・販売実績の通知の手引き.....	85
1	はじめに.....	85
2	届出書や通知書の用紙.....	85
3	国内管理人変更届及び添付書類.....	85
4	登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料の生産及び販売実績通知書.....	87
XI	外国生産肥料の輸入業者届出にかかる手引き.....	89
1	はじめに.....	89

2	届出書の用紙.....	89
3	届出先.....	89
4	外国生産肥料輸入業者届出書及び添付書類.....	89
5	外国生産肥料輸入業者届出事項変更届出書及び添付書類.....	91
6	外国生産肥料輸入事業廃止届出書.....	92
(参考)	肥料の名称のきまり.....	93

## I はじめに

この資料は、「仮登録」と「外国生産肥料の登録」に関する概要や各種申請・届出の手続きについて説明しています。

初めて肥料の生産・輸入・販売をする場合は、まず「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料制度について ([http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2\\_seido.pdf](http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_seido.pdf))」をご覧ください。事業者が実施すべきことを含め、肥料制度の概要についてご紹介しています。また、国内の事業者が生産・輸入する肥料の登録申請等については、「肥料各種申請手続き (<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2.html>)」をご覧ください。

## II 概要

### 1 「仮登録」について

普通肥料については、公定規格に適合し、登録されたものか、指定混合肥料に該当し、届出されたものしか生産・輸入することができません。

これ以外の普通肥料、いわゆる公定規格のない普通肥料は、自らの栽培試験の結果、肥料の効果が認められ、現在設定されている公定規格に類似している場合、仮登録を受け、生産・輸入できます。

仮登録された肥料は、農林水産消費安全技術センターが肥料の効果を確認するなどし、問題ないと認められる場合、すみやかに公定規格が設定され、仮登録から登録に移行します。仮登録の有効期間は1年間だけです。やむを得ない場合には、仮登録の有効期間を更新できます。

仮登録できる目安は、次のとおりです。

- (1) 仮登録したい肥料に類似している公定規格があるが、その公定規格で定められている原料や生産方法などに適合しない場合。
- (2) 仮登録したい肥料の主成分の含有量・効果などが、公定規格が定められている類似した肥料と同じか、それ以上である場合。

なお、仮登録したい肥料が汚泥肥料等に類似する場合は、仮登録することができません。

また、農薬などの異物が混入されている肥料も仮登録できません。

### 2 「外国生産肥料の登録」について

肥料の登録については、国内で生産した肥料については、生産業者が登録し、外国で生産した肥料については、主に輸入業者が登録します。

しかしこれだけでなく、外国で生産している外国の業者が、日本国内に責任者をおくことができれば、外国の業者自らが登録をとることができます。この場合、日本国内に輸入する際に、改めて輸入登録をとる必要はありません。

なお、同様に、外国の業者が仮登録をとることもできます。

### Ⅲ 仮登録申請の手引き

#### 1 はじめに

仮登録申請に当たっては、まず農林水産消費安全技術センターと連絡をとり、よく相談してください。

仮登録をとることができる要件を満たしているかどうか（現在設定されている公定規格に類似しているかどうかなど）を検討させていただきます。

#### 2 仮登録申請書の用紙

農林水産消費安全技術センターから、仮登録申請しても差し支えない旨の連絡があれば、肥料仮登録申請書を作成してください。申請書は、日本産業規格A4の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

#### 3 申請手続きについて

申請書の書き方については、定型的にお願いしたい事項などがあります。

申請書を作成したとき、すぐに当方に持参あるいは送付するのではなく、あらかじめ申請書の原稿（下書き）を当方に送付してください（FAX等で結構です）。当方から問題ない旨の連絡を受けてから、正式な申請書を作成してください。

申請書を当方に持参する場合は、その場で書類等に不備がないか確認させていただきます。確認に多少時間がかかることから、仮登録申請にお越しになる場合は、事前に受付担当者に連絡し、当方に来所する日時を打ち合わせてからいらしてください。

#### 4 申請先

本社又は工場の所在する都道府県を担当する独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部、地域センターに申請してください。

#### 5 仮登録申請書及び添付書類等

##### （1）仮登録申請書

仮登録申請書は、次の例を参考に作成してください。

ア 生産業者として申請する場合の記載例

捨印 *1	収入印紙 *2
肥料仮登録申請書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
下記により生産業者として肥料の仮登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて仮登録を申請します。	
記	
1 氏名及び住所	○○○○株式会社 *3 代表取締役 ○○ ○○ 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4
2 肥料の名称	○○○○○*5
3 保証成分量その他の規格	*6
4 生産する事業場の名称及び所在地	○○○○株式会社 関東工場 *7 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
5 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *8
6 施用方法（別紙のとおり）	*9
7 栽培試験の成績（別紙のとおり）	*9
8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号及び第5号に掲げる事項*9	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 （材料の種類、名称及び使用量） *10 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号 *6 （原料の使用割合並びに生産工程及びその工程における化学反応の概要）

\*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は53,100円です。（令和4年3月30日現在、登録免許税を含む）

\*3 申請者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代

表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。

\*4 申請者が法人の場合は、本社の住所を登録簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。申請者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。

\*5 虚偽の宣伝を防止するため、登録する肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、末尾に記載の「肥料の名称のきまり」をご覧ください。

\*6 公定規格が類似している肥料の登録申請書の記載の仕方を参考にしてください。

(1) 保証成分量の記載順序は、類似している公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序を参考にしてください。

(2) 保証成分量の小数点以下の桁数は、原則として類似している公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。

(3) 保証成分量は、当該肥料成分の最低値を保証するものですから、製品中の当該肥料成分の含有量は、当然、保証成分量を上回る必要があります。

(4) その他の規格として、「含有を許される有害成分の最大量(%)」、「使用する原料」や「その他の制限事項」を、類似している公定規格での規定等を参考に記載してください。

(5) 生産工程の概要を記載する場合、公定規格に該当する肥料を原料として用いる場合は、公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されている種類名で記載します。

(例) (誤) (正) (誤) (正)

硫安→硫酸アンモニア      ようりん→熔成りん肥

\*7 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。

2カ所以上の事業場(工場)で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。

\*8 (1) 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。

(2) 生産業者として申請する場合は、必ず生産する事業場の所在地(いわゆる住所)を記載します。

\*9 記載文章が長い場合は、別紙にして差し支えありません。

\*10 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果を実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- |        |        |           |          |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材    | ○沈殿防止材   |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材    | ○粒状化促進材  |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材   |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材    | ○効果発現促進材 |
| ○着色材   | ○分散促進材 | ○反応緩和材    | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 |        |           |          |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品(肥料)当たりの重量の百分率(%)で記載してください。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

\*11 仮登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

イ 輸入業者として申請する場合の記載例

捨印 *1	収入印紙 *2
肥料仮登録申請書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
下記により輸入業者として肥料の仮登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて仮登録を申請します。	
記	
1 氏名及び住所	○○○○株式会社 *3 代表取締役 ○○ ○○ 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4
2 肥料の名称	○○○○○ *5
3 保証成分量その他の規格	*6
4 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *7
5 施用方法（別紙のとおり）	*8
6 栽培試験の成績（別紙のとおり）	*8
7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号及び第5号に掲げる事項*8	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 （材料の種類、名称及び使用量） *9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号 *6 （原料の使用割合並びに生産工程及びその工程における化学反応の概要）

\*1 申請書の誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は53,100円です。（令和4年3月30日現在、登録免許税を含む）

\*3 申請者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。

\*4 申請者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から

記載します。申請者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のとおり都道府県名から記載します。

\*5 虚偽の宣伝を防止するため、登録する肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、末尾に記載の「肥料の名称のきまり」をご覧ください。

\*6 公定規格が類似している肥料の登録申請書の記載の仕方を参考にしてください。

(1) 保証成分量の記載順序は、類似している公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序を参考にしてください。

(2) 保証成分量の小数点以下の桁数は、原則として類似している公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。

(3) 保証成分量は、当該肥料成分の最低値を保証するものですから、製品中の当該肥料成分の含有量は、当然、保証成分量を上回る必要があります。

(4) その他の規格として、「含有を許される有害成分の最大量(%)」、「使用する原料」や「その他の制限事項」を、類似している公定規格での規定等を参考に記載してください。

(5) 生産工程の概要を記載する場合、公定規格に該当する肥料を原料として用いる場合は、公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されている種類名で記載します。

(例) (誤) (正) (誤) (正)

硫安→硫酸アンモニア      ようりん→熔成りん肥

\*7 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。

\*8 記載文章が長い場合は、別紙にして差し支えありません。

\*9 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果を実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- |        |        |           |          |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材    | ○沈殿防止材   |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材    | ○粒状化促進材  |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材   |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材    | ○効果発現促進材 |
| ○着色材   | ○分散促進材 | ○反応緩和材    | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 |        |           |          |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品(肥料)当たりの重量の百分率(%)で記載してください。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

\*10 仮登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

(2) 添付書類等

## ア 分析報告書

保証成分量及び有害成分の分析値等を示す分析報告書を添付してください。分析報告書は、自社分析値でも差し支えありません。分析は肥料等試験法により実施し、分析報告書の記載例はp40を参考にしてください。

イ 初めて登録・仮登録申請する場合には、申請者が法人の場合は登記簿抄本等を、申請者が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。これは、法人の場合には、法人の名称・代表者の氏名・本社の所在地が、仮登録申請書の記載と相違ないか、個人の場合には、氏名・住所が、仮登録申請書の記載と相違ないかを確認するために提出して頂くものです。

また、p42の様式により、会社（法人）・事業場の概要等を教えてください。

## ウ 肥料の見本

仮登録申請する肥料の見本を500g以上提出してください。

肥料の見本を入れた容器（袋）には、

○申請者の氏名又は名称及び住所

○肥料の名称

○含有主成分量及び有害成分の含有量（保証する主成分と申請書の「3 保証成分量その他の規格」で最大量を記載した有害成分の分析値のことです。）

を記載したラベルを貼ってください。

エ 仮登録申請する肥料が牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書や輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。

オ 仮登録証を郵送する封筒（希望者）

肥料が仮登録された場合、仮登録証が作成されます。

仮登録証を郵送で受け取りたい方は、仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、仮登録証は本社で保管するとともに、仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## カ 収入印紙

収入印紙53, 100円（令和4年3月30日現在、登録免許税を含む）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

## IV 肥料仮登録の有効期間の更新申請の手引き

### 1 はじめに

肥料の仮登録については、有効期間は1年となっています。この有効期間の間に、農林水産消費安全技術センターが肥効試験を行い、効果の判定ができない場合に限り、仮登録の有効期間の更新ができます。

### 2 仮登録有効期間更新申請書の用紙

仮登録の有効期間の更新の申請に当たっては、まず肥料仮登録有効期間更新申請書を作成してください。申請書は、日本産業規格A4の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

### 3 申請先

有効期間が終了する日（仮登録証には「仮登録の有効期限」と記載されています。）の30日前までに、農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班に申請してください。

### 4 仮登録有効期間更新申請書及び添付書類等

#### (1) 仮登録有効期間更新申請書

申請書は、次の例を参考に作成してください。

ア 生産した肥料について申請する場合の記載例

捨印 *1	収入印紙 *2
肥料仮登録有効期間更新申請書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
下記により肥料の仮登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により仮登録証を添えて有効期間の更新を申請します。	
記	
1 仮登録番号	仮生第○○○○○号 *3
2 仮登録年月日	令和○○年○○月○○日 *3
3 氏名及び住所	○○○○株式会社 *4 代表取締役 ○○ ○○ *5 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4
4 肥料の名称	○○○○○ *3
5 保証成分量その他の規格	*3
6 生産する事業場の名称及び所在地	*6 ○○○○株式会社 関東工場 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
7 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *6
8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項	
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号	該当なし。 *7
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号	該当なし。 *7
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号	該当なし。 *7
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 (材料の種類、名称及び使用量)	
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号	

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。ま

た、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は8,000円です。(令和4年3月30日現在)

- \*3 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。
- \*4 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。もし仮登録証の記載内容が、貴方(貴社)の実情にあっていない場合は、仮登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場合に必要な届出等を貴方(貴社)がしていない可能性があります。窓口にご相談ください。
- \*5 申請者が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した仮登録申請書や仮登録事項変更届をよく確認し、仮登録申請書あるいは仮登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*6 仮登録申請してから変更があった場合は、仮登録事項変更届が必要な項目です。過去に提出した仮登録申請書や仮登録事項変更届をよく確認し、仮登録申請書あるいは仮登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*7 仮登録の場合は「該当なし。」という記載となります。
- \*8 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

イ 輸入した肥料について申請する場合の記載例

捨印 *1	収入印紙 *2
肥料仮登録有効期間更新申請書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○	
下記により肥料の仮登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により仮登録証を添えて有効期間の更新を申請します。	
記	
1 仮登録番号	仮輸第○○○○○号 *3
2 仮登録年月日	令和○○年○○月○○日 *3
3 氏名及び住所	○○○○株式会社 *4 代表取締役 ○○ ○○ *5 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4
4 肥料の名称	○○○○○ *3
5 保証成分量その他の規格	*3
6 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *6
7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項	
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号	該当なし。 *7
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号	該当なし。 *7
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号	該当なし。 *7
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 (材料の種類、名称及び使用量)	
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号	

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は8,000円です。（令和4年3月30日現在）

\*3 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。

- \*4 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。もし仮登録証の記載内容が、貴方（貴社）の実情にあっていない場合は、仮登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場合に必要な届出等を貴方（貴社）がしていない可能性があります。窓口にご相談ください。
- \*5 申請者が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した仮登録申請書や仮登録事項変更届をよく確認し、仮登録申請書あるいは仮登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*6 仮登録申請してから変更があった場合は、仮登録事項変更届が必要な項目です。過去に提出した仮登録申請書や仮登録事項変更届をよく確認し、仮登録申請書あるいは仮登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*7 仮登録の場合は「該当なし。」という記載となります。
- \*8 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

## （2）添付書類等

ア 仮登録証を必ず添付してください。

また、必ず仮登録証のコピーを取り、手元に残しておいてください。

イ 更新の申請をする肥料が牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書や輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは、農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班にお問い合わせください。

ウ 仮登録証を郵送する封筒（希望者）

仮登録の有効期間が更新された場合、新しい仮登録証が作成されます。

仮登録証を郵送で受け取りたい方は、仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問合せください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、仮登録証は本社で保管するとともに、仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

エ 収入印紙

収入印紙8,000円（令和4年3月30日現在）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

## V 肥料仮登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合等の申請・届出の手引き

### 1 はじめに

肥料仮登録申請書や肥料仮登録有効期間更新申請書に記載した内容に変更が生じた場合や、仮登録した肥料の生産・輸入をやめた場合などには、内容に応じ、申請や届出を行う必要があります。

### 2 申請書・届出書の用紙

申請書や届出書は、日本産業規格 A 4 の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

### 3 申請・届出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班に申請・届出してください。

### 4 肥料仮登録事項変更届及び添付書類

#### (1) 届出しなければならない場合

次のいずれかの変更があった場合は、「肥料仮登録事項変更届」を提出する必要があります。

ア 法人の場合、代表者の氏名が変更された場合。

イ 生産する旨の仮登録をとっている場合で、生産する事業場（工場）の名称や所在地が変更された場合。

ウ 保管する施設の所在地が変更された場合。

#### (2) 肥料仮登録事項変更届の提出

届出は、変更が生じた日から2週間以内に行ってください。

#### (3) 肥料仮登録事項変更届の様式

肥料仮登録事項変更届は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

肥料仮登録事項変更届

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

下記のとおり仮登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

記

仮登録番号	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由
仮生第○○○号*2	○○○○○*2	令和○年○月○日	代表者の変更 (旧)○○○○ (新)○○○○	人事異動による。
仮輸第 ○○号*2	○○○○○*2	同 上	同 上	同 上

\*1 届出書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。  
また、この記載例のように、全銘柄に関係する変更の場合は、全銘柄を記載してください。

\*3 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(4) 添付書類

代表者の氏名の変更の場合は、変更した事実を確認できるよう、登記簿抄本等を添付してください（コピーでも構いません）。

5 肥料仮登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書並びに添付書類等

(1) 申請しなければならない場合

氏名や住所が変更された場合（法人の場合は、法人名（会社名等）や主たる事務所（本社）の所在地が変更された場合）は、「肥料仮登録事項変更届出及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書」を提出する必要があります。

(2) 申請書の提出

変更が生じた日から2週間以内に申請してください。

(3) 肥料仮登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書の様式

肥料仮登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 15px; margin-bottom: 10px;">捨印</div> *1					
肥料仮登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書 令和 年 月 日					
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○					
下記のとおり仮登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届出及び仮登録証の書替交付の申請をします。					
記					
仮登録番号	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		変更した理由
			仮登録証の記載事項に該当するもの	その他	
仮生第○○○号 *2	○○○○○ *2	令和○年 ○月○日	本社所在地の変更 (旧)…………… (新)……………	代表者の変更 (旧)○○○○ (新)○○○○	本社の移転及び人事異動のため。
仮輸第 ○○号 *2	○○○○○ *2	同 上	同 上	同 上	同上

- \*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。  
また、この記載例のように、全銘柄に係る変更の場合は、全銘柄を記載してください。
- \*3 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

#### （4）添付書類等

ア 書き替えることとなる仮登録証を全部提出してください。提出前に仮登録証をコピーしてお手元に残しておいてください。

イ 変更した氏名や法人名（会社名）、住所を確認できるよう、法人で仮登録している場合は登記簿抄本等を、個人で仮登録している場合は住民票又は運転免許証の写し等を添付してください。

ウ 仮登録証を郵送する封筒（希望者）

仮登録証を郵送で受け取りたい方は、仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、仮登録証は本社で保管するとともに、仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## 6 相続又は合併若しくは分割に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書及び添付書類等

### （1）申請しなければならない場合

次の変更があった場合は、「相続又は合併若しくは分割に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書又は交付申請書」を提出する必要があります。

ア 肥料の生産や輸入の事業を相続した場合。

イ 法人が合併し、仮登録の権利を得た場合。

ウ 法人が分割され、仮登録の権利を得た場合。

### （2）申請書の提出

申請は相続や法人が合併・分割した日から2週間以内に申請してください。

### （3）相続（合併、分割）に基づく肥料仮登録証の書替交付（交付）申請書の様式

相続又は合併若しくは分割に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書又は交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

\*2

相続に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

\*3

下記のとおり相続により仮登録を受けた者の地位を承継したため、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項の規定により仮登録証の書替交付を申請します。

\*4

記

1 承継した年月日

令和○○年○○月○○日

2 仮登録を受けた者の氏名及び住所

○○○○株式会社 \*5

代表取締役 ○○ ○○

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6

3 承継した肥料の仮登録番号及び名称

仮登録番号	肥料の名称
仮生第○○○号*7	○○○○○ *7
仮輸第 ○○号*7	○○○○○ *7

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 標題は、合併の場合には「合併に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書」、分割の場合には仮登録の権利を引き継ぐ状況に応じ、「分割に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書」あるいは「分割に基づく肥料仮登録証の交付申請書」となります。

\*3 合併の場合は「相続」を「合併」と、分割の場合は「相続」を「分割」と書いてください。

- \*4 分割の場合は、\*2の標題に応じ、「仮登録証の書替交付」あるいは「仮登録証の交付」と書いてください。
- \*5 申請者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。
- \*6 申請者が法人の場合は、本社の住所を登録簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。申請者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。
- \*7 受け継いだ仮登録証に記載されているとおりに記載してください。
- \*8 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

#### (4) 添付書類等

ア 書き替えることとなる仮登録証を全部提出してください。提出前に仮登録証をコピーしてお手元に残しておいてください。

イ 初めて肥料仮登録を所持する場合は、申請者が法人の場合は登録簿抄本等を、申請者が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。

合併や分割により、新しい法人が肥料仮登録を所持することとなる場合は、必ず提出してください。

ウ 仮登録証を郵送する封筒（希望者）

仮登録証を郵送で受け取りたい方は、仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、仮登録証は本社で保管するとともに、仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

#### 7 肥料仮登録証再交付申請書及び添付書類等

##### (1) 申請しなければならない場合

仮登録証を紛失又は汚損した場合は、「肥料仮登録証再交付申請書」を提出する必要があります。

##### (2) 肥料仮登録証再交付申請書の様式

肥料仮登録証再交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

肥料仮登録証再交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

\*2

下記の仮登録証を滅失したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により仮登録証の再交付を申請します。

記

- 1 仮登録番号 仮生第○○○号 \*3
- 2 仮登録年月日 令和○○年○○月○○日 \*3
- 3 仮登録の有効期限 令和△△年△△月△△日 \*3
- 4 肥料の名称 ○○○○○ \*3
- 5 保証成分量その他の規格 \*3

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 汚してしまった仮登録証の書き替えの場合は、「滅失」を「汚損」と書いてください。

\*3 仮登録証に記載されていたとおりに記載してください。

\*4 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(3) 添付書類等

ア 汚損し再交付する場合は、その仮登録証を提出してください。

イ 仮登録証を郵送する封筒（希望者）

仮登録証を郵送で受け取りたい方は、仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、仮登録証は本社で保管するとともに、仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

8 肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書及び添付書類等

(1) 申請しなければならない場合

仮登録肥料の名称の変更は、変更する理由が想定されず、基本的に認めておりません。

様式等は定まっておりますので、一応記載しておきます。

(2) 申請書の提出

申請は、名称を変更する前に行ってください。

(3) 肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書の様式

肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1
<p>肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○</p> <p>1 仮登録番号 仮生第○○○号 *2 2 肥料の名称 ○○○○○ *2</p> <p>上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項の規定により仮登録証の書替交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 新しい名称 ○○○○○ 2 変更する理由</p>

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*3 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

(4) 添付書類等

ア 書き替えることとなる仮登録証を提出してください。

イ 仮登録証を郵送する封筒（希望者）

仮登録証を郵送で受け取りたい方は、仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、仮登録証は本社で保管するとともに、仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## 9 肥料仮登録失効届及び添付書類

### (1) 届出しなければならない場合

次のいずれかに該当する場合は、「肥料仮登録失効届」を提出する必要があります。

ア 仮登録を受けていた法人が解散し、その清算が終了した場合。

イ 仮登録を受けていた肥料の生産や輸入をやめた場合。

ウ 仮登録を受けている肥料について、保証分量やその他の規格を変更した場合。

エ 仮登録の有効期限が過ぎ、有効期間の更新をしなかった場合。

### (2) 届出書の提出

届出書は、(1)のア～エの場合が生じてから速やかに届け出てください。

### (3) 肥料仮登録失効届の様式

肥料仮登録失効届は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

肥料仮登録失効届

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

\*2

令和○○年○○月○○日から下記の肥料の仮登録は生産の廃止により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により仮登録証を添えて届け出ます。

記

仮登録番号	肥料の名称
仮生第○○○号*3	○○○○○ *3
仮輸第 ○○号*3	○○○○○ *3

\*1 届出書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 輸入肥料の仮登録であった場合は「生産」を「輸入」と、（1）の工の場合は「生産の廃止」を「有効期間の満了」と記載してください。

\*3 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*4 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

（4）添付書類

失効（生産や輸入をやめる）した肥料の仮登録証を提出してください。

10 仮登録から登録への移行

P1のとおり、仮登録後に特に問題ないことが認められた場合、仮登録は登録に移行します。登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を

折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼って提出してください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50 g まで120円＋簡易書留料金320円＝440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

## VI 外国生産肥料の登録申請や仮登録申請の手引き

### 1 はじめに

外国の生産業者による外国において生産した肥料の登録や仮登録は、農林水産大臣の登録や仮登録となります。申請窓口は、日本国内においてその肥料の品質について責任を持つ者（「国内管理人」とよびます。）の住所を担当する独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部又は地域センターとなります。

### 2 農林水産大臣による登録日及び申請の受付

FAMICでは、農林水産大臣あての登録申請を受け付けており、土曜日・日曜日・休日・年末年始（12月29日から1月3日）を除き、いつでも受け付けております。毎月10日と25日を基準日（締切日）として受け付け、10日（土曜日・日曜日・休日の場合にはその翌営業日）までに受け付けた申請については翌月10日（土曜日・日曜日・休日の場合にはその翌営業日）付けで、25日（土曜日・日曜日・休日の場合にはその翌営業日）までに受け付けた申請については翌月25日（土曜日・日曜日・休日の場合にはその翌営業日）付けで登録され、生産又は輸入が可能となります。

申請書類に不備があった場合には、基準日までに申請されても、スケジュール通りに登録できない場合があります。このため、登録申請に当たっては事前に、申請内容について、FAMIC登録担当者と十分打合せの上、申請していただくようお願いします。

仮登録については、「Ⅲ 仮登録申請の手引き」を十分参考にさせていただく必要がありますが、ほぼ登録の場合に準じます。

### 3 登録申請書や仮登録申請書の用紙

登録・仮登録の申請書は、日本産業規格A4の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

### 4 申請手続きについて

申請書の書き方については、定型的にお願いしたい事項などがあります。

申請書を作成したとき、すぐに当方に持参あるいは送付するのではなく、まずは申請書の原稿（下書き）を当方に送付してください（FAX等で結構です）。当方から問題ない旨の連絡を受けてから、正式な申請書を作成してください。

申請書を当方に持参する場合は、その場で書類等に不備がないか確認させていただきます。確認に多少時間がかかることから、申請にお越しになる場合は、事前に受付担当者に連絡し、当方に来所する日時を打ち合わせてからいらしてください。

5 登録申請書及び添付書類等（原料規格の原料を使用しない普通肥料の場合）

（1）登録申請書

登録申請書は、次の例を参考に作成してください。

**[登録申請書の記載例]**

公定規格において、

- |          |             |
|----------|-------------|
| 一 窒素質肥料  | 七 石灰質肥料     |
| 二 リン酸質肥料 | 八 けい酸質肥料    |
| 三 加里質肥料  | 九 苦土質肥料     |
| 四 有機質肥料  | 十 マンガン質肥料   |
| 五 副産肥料等  | 十一 ほう素質肥料   |
| 六 複合肥料   | 十二 微量元素複合肥料 |

のいずれかに分類されている肥料の場合。

ただし、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料（原料規格の原料を使用するもの）、吸着複合肥料（原料規格の原料を使用するもの）、家庭園芸用複合肥料（原料規格の原料を使用するもの）、化成肥料（原料規格の原料を使用するもの）については、当該記載例ではなく、p45の6を参照してください。

捨印

\*1

収入印紙

\*2

肥料登録申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長

○○ ○○

下記により登録外国生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所 ○○○○株式会社 \*3  
社長 ○○ ○○  
○○国○○○○○○○○○○
- 2 国内管理人の氏名及び住所 \*3  
△△△△株式会社  
代表取締役 ○○ ○○  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*4
- 3 肥料の種類 化成肥料 \*5 (○年) \*6
- 4 肥料の名称 有機入り化成肥料1号 \*7
- 5 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*8
	内アンモニア性窒素	8.0	
	硝酸性窒素	1.0	
	りん酸全量	10.5	
	内く溶性りん酸	9.6	
	内水溶性りん酸	5.0	
	加里全量	10.0	
	内水溶性加里	10.0	
	く溶性苦土	2.0	
	く溶性ほう素	0.30	
	内水溶性ほう素	0.10	

その他の規格 \*9

含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。

捨印

\*1

6 生産する事業場の名称及び所在地

〇〇〇〇株式会社 本社工場 \*10

〇〇国〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

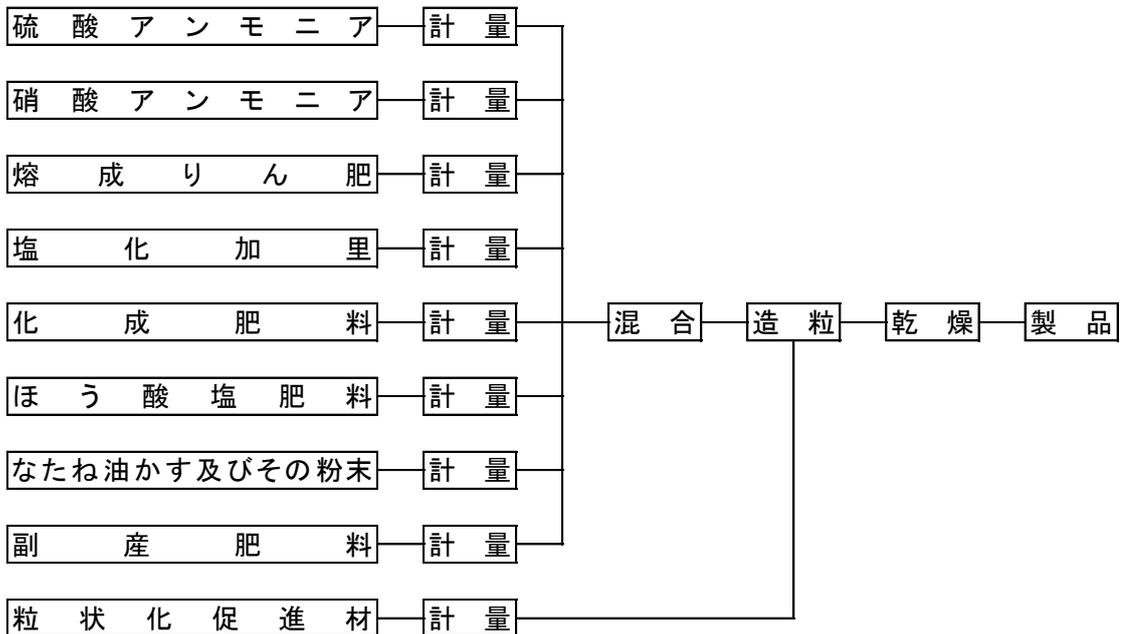
7 保管する施設の所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*11

\*12

8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要）\*13



(備考) 1 化成肥料は、〇〇(株)製 生第〇〇〇号〇〇〇又はこれに類似した肥料を使用する。

2 副産肥料は、原料に厚生省令別表1の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと及び脂肪並びにたん白質を含有していないことについて、〇国政府機関により証明されたものである。\*14、\*15、\*16

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号

該当なし。 \*17

捨印

\*1

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号

該当なし。 \*17

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号

(材料の種類、名称及び使用量) \*18

粒状化促進材として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。

- \*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。  
手数料は53,100円です。（令和4年3月30日現在、登録免許税を含む）
- \*3 申請者や国内管理人が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。
- \*4 国内管理人が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。国内管理人が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。
- \*5 公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりの種類名を記載します。
- \*6 被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、混合有機質肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量要素肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。
- \*7 虚偽の宣伝を防止するため、登録する肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、末尾に記載の「肥料の名称のきまり」をご覧ください。
- \*8 (1) 記載した保証成分量（%）が、公定規格に適合していることをよく確認してください。なお、保証成分量は、当該肥料成分の最低値を保証するものですから、製品中の当該肥料成分の含有量は、当然、保証成分量を上回る必要があります。  
(2) 保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている順序のおりとしてください。  
(3) 保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。
- \*9 その他の規格について  
(1) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量（%）」の欄が空欄で、「その他の制限

事項」の欄も空欄の場合は、「該当なし。」と記載してください。

(2) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は、「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。」と記載してください。

(3) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄で規格が定められている場合は、「その他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

(4) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄でも規格が定められている場合は、「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

\*10 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。

2カ所以上の事業場（工場）で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。

\*11 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。

\*12 汚泥を原料とする熔成けい酸りん肥、熔成複合肥料及び熔成けい酸質肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。申請書の「保管する施設の所在地」と「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項」の間に、「植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり）」の項目を追加し、試験成績の書類を、別紙として申請書とともにとじてください。

\*13 (1) 生産工程の概要を記載する必要のある肥料の種類が別途定められております。

（「肥料登録申請書における生産工程の概要の書き方([http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2\\_koutei.pdf](http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_koutei.pdf))」を参照してください。） それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。

(2) 原料の名称は、基本的に公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されている種類名で記載します。

(例) (誤) (正) (誤) (正)

硫安→硫酸アンモニア      ようりん→熔成りん肥

(3) 材料を使用している場合は、\*17で示す名称で記載してください。

\*14 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

(例) 蒸製皮革粉の場合

蒸製条件を満たしていることについて、○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において農林水産大臣の確認を受けている。

\*15 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

\*16 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全

重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

\*17 肥料の種類が、公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量元素複合肥料」までに規定される種類で、原料規格が設定されていない肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。

\*18 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- |        |        |           |          |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材    | ○沈殿防止材   |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材    | ○粒状化促進材  |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材   |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材    | ○効果発現促進材 |
| ○着色材   | ○分散促進材 | ○反応緩和材    | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 |        |           |          |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品（肥料）当たりの重量の百分率（%）で記載してください。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

\*19 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

## (2) 添付書類等

### ア 製造設計書

p 39の記載例を参考に製造設計書を作成し、添付してください。

### イ 分析報告書

保証成分及び有害成分の分析値等を示す分析報告書を添付してください。分析報告書は、自社分析値でも差し支えありません。分析は肥料等試験法により実施し、分析報告書の記載例はp 40を参考にしてください。

### ウ 植物に対する害に関する栽培試験の成績

汚泥を原料とする熔成けい酸りん肥、熔成複合肥料及び熔成けい酸質肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。植害試験の方法については[http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2\\_7.pdf](http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_7.pdf)（令和3年度改訂）をご覧ください。

### エ 国内で生産された肥料についての登録や、輸入業者による登録の場合は、法人で

申請があった場合には、登記簿抄本等で法人名・代表者氏名・住所を、個人で申請があった場合には、住民票又は運転免許証等で氏名・住所を確認させていただいております。

初めて外国生産登録の申請をする場合は、このような「登記簿抄本」や「住民票又は運転免許証等」に該当するものを提出してください。

オ 初めて申請する国内管理人のとき、法人の場合は登記簿抄本等を、個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。これは、法人の場合には、法人の名称・代表者の氏名・本社の所在地が、登録申請書の記載と相違ないか、個人の場合には、氏名・住所が、登録申請書の記載と相違ないかを確認するために提出していただくものです。

カ 初めて申請する外国生産業者や国内管理人の場合は、p42の様式により、会社（法人）・事業場の概要等を教えてください。

キ 石灰硫黄合剤との混合防止のための表示の念書

第一りん酸石灰や第一りん酸加里等の酸性肥料は、農家が農薬である石灰硫黄合剤と混合してしまうと、有毒ガスである硫化水素が発生し、過去に重大な事故が生じています。このような事故を防ぐため、これらの酸性肥料を原料にした肥料で、石灰硫黄合剤と混合してしまう恐れのある肥料には、次の念書の記載例に書かれている表示をしてください。表示方法は、農家などに渡る肥料の最小単位の袋などの外部と、パンフレットなどの見やすい場所に表示してください。

なお、このような肥料については、登録申請に際し、p41の記載例にしたがって、表示を約束する旨の念書を作成し、申請書に添付してください。

ク 肥料の見本

登録申請する肥料の見本を500g以上提出してください。

肥料の見本を入れた容器（袋）には、

○申請者の氏名又は名称及び住所

○肥料の種類及び肥料の名称

○含有主成分量及び有害成分の含有量（保証する主成分と登録しようとする肥料の種類で規格外で最大量が定められた有害成分の分析値のことです。）

を記載したラベルを貼ってください。

ケ 登録申請する肥料が牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書や輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。

コ 登録証を郵送する封筒（希望者）

肥料が登録された場合、登録証が作成されます。登録証は登録日（毎月10日あるいは25日）に農林水産省（東京都千代田区霞が関）で作成され、2日から3日後に農林水産消費安全技術センターの本部あるいは地域センターに届きます。

国内管理人が登録証を郵送で受け取りたい場合は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50 g まで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

#### サ 収入印紙

収入印紙53, 100円(令和4年3月30日現在、登録免許税を含む)が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

[製造設計書の記載例]

肥料の名称：有機入り化成肥料 1号

原料の名称	含有成分量 (%)	使用割合 (%)	設 計 成 分 量 (%)										
			TN	AN	NN	TP	CP	WP	TK	WK	CMg	CB	WB
硫酸アンモニア	AN 21.0	20.0	4.20	4.20									
硝酸アンモニア	AN 17.0 NN 17.0	7.0	2.38	1.19	1.19								
熔成りん肥	CP 20.0 CB 1.0 CMg 13.0	17.0				3.40	3.40				2.21	0.17	
塩化加里	WK 60.0	17.2							10.32	10.32			
化成肥料	AN 18.0 WP 40.0 SP 46.0	15.0	2.70	2.70		6.90	6.90	6.00					
ほう酸塩肥料	WB 36.0	0.5										0.18	0.18
なたね油かす及びその粉末	TN 5.0 TK 1.0 TP 2.0	17.0	0.85			0.34			0.17				
副産肥料	CP 30.0	4.0				1.20	1.20						
粒状化促進材 (石こう)		2.3											
計 算 値 (%)		100.00	10.29	8.09	1.19	11.84	10.62	6.00	10.49	10.32	2.21	0.35	0.18
含有主成分量 (%)			10.67	8.26	1.32	11.74	10.84	5.48	10.51	10.44	2.30	0.43	0.19
保証成分量 (%)			10.0	8.0	1.0	10.5	9.6	5.0	10.0	10.0	2.0	0.30	0.10

見本の分析は〇〇(株)で、肥料等試験法により実施した。

【分析報告書の記載例】

# 分析報告書

令和〇年〇月〇日

分析場所：〇〇株式会社△工場品質管理課

肥料の種類：〇〇

肥料の名称：〇〇

分析項目	分析結果（単位）	分析方法*1	備考
窒素全量	〇%	肥料等試験法(2020)4.1.1.a ケルダール法	現物
アンモニア性窒素	〇%	肥料等試験法(2020)4.1.2.a 蒸留法	現物
カドミウム	<0.1 mg/kg *2	肥料等試験法(2020)5.3.a フレーム原子吸光法	乾物
水分	〇%	肥料等試験法(2020)3.1.a 乾燥器による乾燥減量法	—

\*1 別に、「分析方法は肥料等試験法」と記載し、試験法の記号のみでもよい。

\*2 分析結果が分析機関の定量下限以下であった場合は、「<定量下限値」と表記するか、「N.D.」と表記し、別に定量下限を記載する欄を設ける。

[念書の様式]

念書
令和〇〇年〇〇月〇〇日
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 〇〇 〇〇 殿
〇〇国〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
社長 〇〇 〇〇
*1
令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで登録申請しました「〇〇〇〇」について、登録を受けました上は、当該肥料の最小単位の容器又は包装の外部及びパンフレット等の見やすい場所に下記の事項を表示します。
記
「石灰硫黄合剤」と混合すると、有毒ガスが発生する恐れがあり、危険ですから混用は行わないこと。

\*1 登録申請した肥料の名称を記載してください。



事業場関係	生産計画	原料の仕入先（原料ソース）		
	生産計画			
	生産計画			
	生産計画	生産予定量等	t / 年	t / 月
	生産計画	主な生産時期		
販売計画	製品荷姿			
	販売計画	主な販売先県名・地区名等		
	販売計画			
	販売計画			
	販売計画	主な用途(施用作物等)及び施用方法・施用量		
品質管理計画	品質管理計画	肥効試験の実施頻度、実施場所		
	品質管理計画			
	品質管理計画	主要な成分の分析項目、分析頻度、分析実施場所		
	品質管理計画			
	品質管理計画	有害成分の分析項目、分析頻度、分析実施場所		
その他	その他	植害試験の実施頻度、実施場所		
	その他			
	過去の肥料生産状況	特殊肥料生産届出の都道府県		
	過去の肥料生産状況	生産届出の特殊肥料の指定名		
	過去の肥料生産状況	植害試験・総理府令に係る溶出試験・肥効試験の実施状況		
その他	その他	新たな肥料生産等の企画等		
	その他			
	その他			

(様式)

## 事業場までの略図等

### I 事業場名：

所在地(〒)：

TEL

FAX

### II 事業場までの略図等

(事業場の場所や交通機関に関する情報がインターネット等で検索困難な場合(番地がない住所である、最寄り駅から遠いなど)は記入してください。)

### 《行程概略》

(最寄り鉄道駅名、鉄道路線名、その駅の時刻表(鉄道本数が少ない場合)、最寄りバス停名、バス路線名、鉄道駅のバス乗り場名、鉄道駅から最寄りバス停までの所要時間、バス時刻表(バスの本数が少ない場合)、最寄り鉄道駅又は最寄りバス停からの徒歩の所要時間等を記載してください。)

### 《略図についての特記事項》

(「バスが通っているが便が少ない。」「タクシー利用の場合、最寄り駅にはタクシー待合所がないため、〇〇駅であればタクシーをひろえる。」等の特記事項を記載してください。)

## 6 登録申請書及び添付書類等（原料規格の原料を使用する普通肥料の場合）

### （1）登録申請書

登録申請書は、次の例を参考に作成してください。

#### **[登録申請書の記載例]**

公定規格中の肥料の種類のうち、次の肥料に該当する場合。（ただし、六～九については、原料規格の原料を使用するものに限る。）

なお、六～九の肥料でこれらの原料を使用しない場合はp 3 1の5を参照してください。

- 一 魚廃物加工肥料
- 二 乾燥菌体肥料
- 三 副産動植物質肥料
- 四 菌体肥料
- 五 副産肥料
- 六 液状肥料
- 七 吸着複合肥料
- 八 家庭園芸用複合肥料
- 九 化成肥料

捨印 \*1

収入印紙 \*2

肥料登録申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○  
○○○○株式会社  
社長 ○○ ○○

下記により登録外国生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所 ○○○○株式会社 \*3  
社長 ○○ ○○  
○○国○○○○○○○○○○
- 2 国内管理人の氏名及び住所 \*3  
△△△△株式会社  
代表取締役 ○○ ○○  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*4
- 3 肥料の種類 液状肥料 \*5 (○年)\*6
- 4 肥料の名称 液状肥料1号 \*7
- 5 保証成分量その他の規格
 

保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*8
	水溶性りん酸	3.0	
	水溶性加里	5.0	

その他の規格  
使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。

- 6 生産する事業場の名称及び所在地  
○○○○株式会社 本社工場 \*9  
○○国○○○○○○○○○○
- 7 保管する施設の所在地  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*10

\*11

捨印

\*1

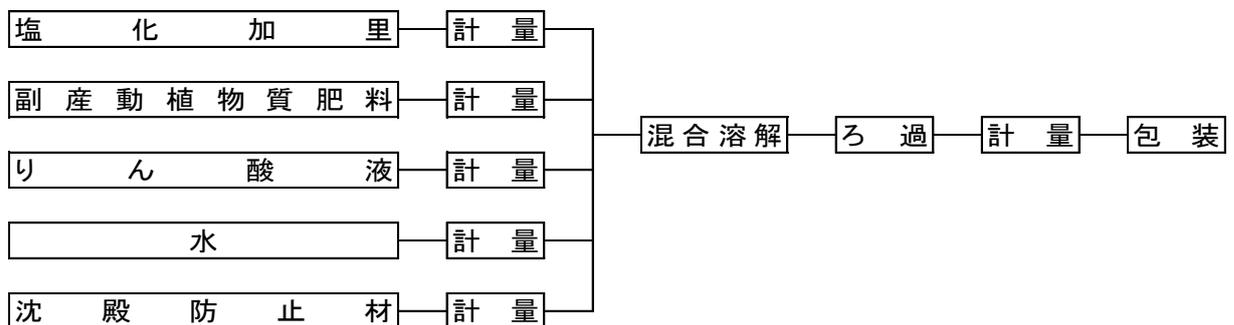
8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号

該当なし。 \*12

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号

(使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要) \*13



(備考) 1 副産動植物質肥料は、輸第〇〇〇号〇〇〇又はこれに類似した肥料を使用する。

2 りん酸液は、〇〇社で製造された工業用りん酸液であり、原料規格第2中6のイの項に該当する。 \*14

\*15 \*16 \*17

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号

該当なし。 \*12

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号

(材料の種類、名称及び使用量)

沈殿防止材としてクエン酸を製品重量当たり5%以下使用する。 \*18

\*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印(訂正印)の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は53,100円です。(令和4年3月30日現在、登録免許税を含む)

\*3 申請者や国内管理人が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料

登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。

- \*4 国内管理人が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。国内管理人が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。
- \*5 公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりの種類名を記載します。
- \*6 副産動植物質肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。
- \*7 虚偽の宣伝を防止するため、登録する肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、（参考）「肥料の名称のきまり」をご覧ください。
- \*8 (1) 記載した保証成分量（%）が、公定規格に適合していることをよく確認してください。なお、保証成分量は、当該肥料成分の最低値を保証するものですから、製品中の当該肥料成分の含有量は、当然、保証成分量を上回る必要があります。  
(2) 保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている順序のおりとしてください。  
(3) 保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。
- \*9 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。  
2カ所以上の事業場（工場）で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。
- \*10 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。
- \*11 以下の①～③の肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。申請書の「保管する施設の所在地」と「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項」の間に、「植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のおり）」の項目を追加し、試験成績の書類を、別紙として申請書とともにとじてください。
  - ①乾燥菌体肥料（原料規格第2中15の項に掲げる原料を使用するもの）
  - ②菌体肥料
  - ③副産肥料（原料規格第2中の植害試験の調査が必要な原料を使用するもの）
- \*12 肥料の種類が、公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量元素複合肥料」に規定される種類で、原料規格の原料を使用している肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。
- \*13 (1) 原料規格の原料を使用する場合には、生産工程の概要とともに、原料規格への適合性が確認できる事項を記載又は添付してください。一例として次のものが該当します。
  - ・ 試薬又は工業薬品については、安全データシート
  - ・ 産業副産物については、その主産物と副産物の発生工程の図
  - ・ 植害試験が必要なものについては、植害試験の結果(2) 肥料を原料とする場合、生産工程の概要に記載する原料の名称は、基本的に公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されている種類名で記載します。  
(例) (誤) (正) (誤) (正)  
硫安→硫酸アンモニア      ようりん→熔成りん肥
- (3) 材料を使用している場合は、\*18で示す名称で記載してください。

\*14 原料規格の原料を使用している場合は、該当する原料規格について、原料規格第1・第2の別、分類番号、原料の種類並びに設定があれば原料条件の記号を記載してください。

\*15 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

(例) 蒸製皮革粉の場合

蒸製条件を満たしていることについて、〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において農林水産大臣の確認を受けている。

\*16 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

\*17 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

\*18 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- |        |        |           |          |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材    | ○沈殿防止材   |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材    | ○粒状化促進材  |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材   |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材    | ○効果発現促進材 |
| ○着色材   | ○分散促進材 | ○反応緩和材    | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 |        |           |          |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品（肥料）当たりの重量の百分率（%）で記載してください。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

\*19 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

## (2) 添付書類等

### ア 製造設計書

p39の記載例を参考に製造設計書を作成し、添付してください。

### イ 分析報告書

保証成分及び有害成分の分析値等を示す分析報告書を添付してください。分析報告書は、自社分析値でも差し支えありません。分析は肥料等試験法により実施し、

分析報告書の記載例はp40を参考にしてください。

#### ウ 植物に対する害に関する栽培試験の成績

以下の①～③の肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。植害試験の方法については、[http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2\\_7.pdf](http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_7.pdf)（令和3年度改定）をご覧ください。

- ① 乾燥菌体肥料（原料規格第2中15の項に掲げる原料を使用するもの）
- ② 菌体肥料
- ③ 副産肥料（原料規格第2中の、植害試験の調査が必要な原料を使用するもの）

なお、③については、原料についての試験成績が必要となります。

#### エ 原料規格への適合性が確認できる事項

一例として以下のものが該当します。使用する原料の規格に応じて添付資料として提出してください。なお、②の原料の発生工程の図については、申請書の生産工程とともに記載することも可能です。

- ① 試薬又は工業用薬品については安全データシート
- ② 産業副産物についてはその主産物と副産物の発生工程の図
- ③ 植害試験が必要なものについては、植害試験の結果

オ 国内で生産された肥料についての登録や、輸入業者による登録の場合は、法人で申請があった場合には、登記簿抄本等で法人名・代表者氏名・住所を、個人で申請があった場合には、住民票又は運転免許証等で氏名・住所を確認させていただいております。

初めて外国生産登録の申請をする場合は、このような「登記簿抄本」や「住民票又は運転免許証等」に該当するものを提出してください。

カ 初めて申請する国内管理人のとき、法人の場合は登記簿抄本等を、個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。これは、法人の場合には、法人の名称・代表者の氏名・本社の所在地が、登録申請書の記載と相違ないか、個人の場合には、氏名・住所が、登録申請書の記載と相違ないかを確認するために提出していただくものです。

キ 初めて申請する外国生産業者や国内管理人の場合は、p42の様式により、会社（法人）・事業場の概要等を教えてください。

#### ク 石灰硫黄合剤との混合防止のための表示の念書

第一りん酸石灰や第一りん酸加里は、農家が農薬である石灰硫黄合剤と混合してしまうと、有毒ガスである硫化水素が発生し、過去に重大な事故が生じています。このような事故を防ぐため、これらの酸性肥料を原料にした肥料で、石灰硫黄合剤と混合してしまう恐れのある肥料には、次の念書の記載例に書かれている表示をしてください。表示方法は、農家などに渡る肥料の最小単位の袋などの外部と、パンフレットなどの見やすい場所に表示してください。

なお、このような肥料については、登録申請に際し、p41の記載例にしたがって、表示を約束する旨の念書を作成し、申請書に添付してください。

#### ケ 肥料の見本

登録申請する肥料の見本を500g以上提出してください。

肥料の見本を入れた容器（袋）には、

○申請者の氏名又は名称及び住所

○肥料の種類及び肥料の名称

○含有主分量及び有害成分の含有量（保証する主成分と登録しようとする肥料の種類で最大量が定められた有害成分の分析値のことです。）

を記載したラベルを貼ってください。

- コ 登録申請する肥料が牛等由来の原料を使用して生産している場合は、製造基準適合確認書の写しを添付してください。輸入業者の場合は輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。

- サ 登録証を郵送する封筒（希望者）

肥料が登録された場合、登録証が作成されます。登録証は登録日（毎月の10日あるいは25日）に農林水産省（東京都千代田区霞が関）で作成され、2日から3日後に農林水産消費安全技術センター本部あるいは地域センターに届きます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

- シ 収入印紙

収入印紙53,100円（令和4年3月30日現在、登録免許税を含む）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。

また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

7 仮登録申請書及び添付書類等

(1) 仮登録申請書

仮登録申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印 *1	収入印紙 *2
肥料仮登録申請書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
	○○国○○○○○○○○○○ ○○○○株式会社 社長 ○○ ○○
<p>下記により登録外国生産業者として肥料の仮登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて仮登録を申請します。</p>	
記	
1 氏名及び住所	○○○○株式会社 *3 社長 ○○ ○○ ○○国○○○○○○○○○○
2 国内管理人の氏名及び住所 *3	△△△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4
3 肥料の名称	○○○○○ *5
4 保証成分量その他の規格	*6
5 生産する事業場の名称及び所在地	○○○○株式会社 本社工場 *7 ○○国○○○○○○○○○○
6 保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *8
7 施用方法（別紙のとおり）	*9
8 栽培試験の成績（別紙のとおり）	*9
9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号及び第5号に掲げる事項*9	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 (材料の種類、名称及び使用量) *10 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号 *6 (原料の使用割合並びに生産工程及びその工程における化学反応の概要)

\*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこと

となります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は53,100円です。（令和4年3月30日現在、登録免許税を含む）

\*3 申請者や国内管理人が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。

\*4 国内管理人が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。国内管理人が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。

\*5 虚偽の宣伝を防止するため、肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、（参考）「肥料の名称のきまり」をご覧ください。

\*6 公定規格が類似している肥料の登録申請書の記載の仕方を参考にしてください。

(1) 保証成分量の記載順序は、類似している公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている順序を参考にしてください。

(2) 保証成分量の小数点以下の桁数は、原則として類似している公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。

(3) 保証成分量は、当該肥料成分の最低値を保証するものですから、製品中の当該肥料成分の含有量は、当然、保証成分量を上回る必要があります。

(4) その他の規格として、「含有を許される有害成分の最大量（%）」、「使用する原料」や「その他の制限事項」を、類似している公定規格での規定等を参考に記載してください。

(5) 生産工程の概要を記載する場合、公定規格に該当する肥料を原料として用いる場合は、公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されている種類名で記載します。

(例) (誤) (正) (誤) (正)

硫安→硫酸アンモニア ようりん→熔成りん肥

\*7 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。

2カ所以上の事業場（工場）で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。

\*8 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。

\*9 記載文章が長い場合は、別紙にして差し支えありません。

\*10 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- |        |        |           |          |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材    | ○沈殿防止材   |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材    | ○粒状化促進材  |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材   |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材    | ○効果発現促進材 |
| ○着色材   | ○分散促進材 | ○反応緩和材    | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 |        |           |          |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質名、使

用量を記載してください。使用量は、製品（肥料）当たりの重量の百分率（％）で記載してください。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

\*11 仮登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

## （2）添付書類等

### ア 分析報告書

保証成分量及び有害成分の分析値等を示す分析報告書を添付してください。分析報告書は、自社分析値でも差し支えありません。分析は肥料等試験法により実施し、分析報告書の記載例はp40を参考にしてください。

イ 国内で生産された肥料についての登録・仮登録や、輸入業者による登録・仮登録の場合は、法人で申請があった場合には、登記簿抄本等で法人名・代表者氏名・住所を、個人で申請があった場合には、住民票又は運転免許証等で氏名・住所を確認させていただいております。

初めて外国生産登録・仮登録の申請をする場合は、「登記簿抄本」や「住民票又は運転免許証等」に該当するものの写しを提出してください。

ウ 初めて申請する国内管理人のとき、法人の場合は登記簿抄本等を、個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。これは、法人の場合には、法人の名称・代表者の氏名・本社の所在地が、仮登録申請書の記載と相違ないか、個人の場合には、氏名・住所が、仮登録申請書の記載と相違ないかを確認するために提出して頂くものです。

また、p42の様式により、会社（法人）・事業場の概要等を教えてください。

### エ 肥料の見本

仮登録申請する肥料の見本を500g以上提出してください。

肥料の見本を入れた容器（袋）には、

○申請者の氏名又は名称及び住所

○肥料の名称

○含有主成分量及び有害成分の含有量（保証する主成分と申請書の「4 保証成分量その他の規格」で最大量を記載した有害成分の分析値のことです。）

を記載したラベルを貼ってください。

オ 仮登録申請する肥料が牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書や輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。

カ 仮登録証を郵送する封筒（希望者）

肥料が仮登録された場合、仮登録証が作成されます。

国内管理人が仮登録証を郵送で受け取りたい場合は、仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50 g まで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、仮登録証は本社で保管するとともに、仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

キ 収入印紙

収入印紙53, 100円(令和4年3月30日現在、登録免許税を含む)が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。

また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

## Ⅶ 外国生産肥料の登録の有効期間の更新申請の手引き

### 1 はじめに

肥料の登録については、1回登録すると無期限に有効なのではなく、肥料の種類などにより有効期間は3年か6年となっています。登録の有効期間の延長（「有効期間の更新」といいます。）の手続をしないと、有効期限が切れる3年か6年後には、生産や輸入することができなくなります。したがって、有効期限が切れてしまう前に、更新の手続きをとる必要があります。

また、令和3年12月1日から公定規格などが大きく改正されました。そのため、改正前に登録された肥料について令和3年12月1日以降に初めて肥料登録の有効期間の更新申請を行う場合は、過去の申請書から記載内容が変更になることがありますので、ご注意ください。

### 2 有効期間更新の申請の受け

有効期間の更新の申請を行う場合は、原則として、有効期間が終了する日（登録証には、「登録の有効期限」と記載されています。）の60日前から30日前までに申請してください。

申請を忘れると、登録は無効となり、再度新規の登録申請が必要となりますので、忘れることのないよう十分に注意してください。

### 3 登録有効期間更新申請書の用紙

登録の有効期間の更新の申請に当たっては、まず肥料登録有効期間更新申請書を作成してください。申請書は、新規の登録申請の場合と同様に日本産業規格A4の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

### 4 申請先

国内管理人の所在する都道府県に所在する農林水産省地方農政局等に申請してください。

### 5 登録有効期間更新申請書及び添付書類等（原料規格の原料を使用しない普通肥料の場合）

#### （1）登録有効期間更新申請書

申請書は、次の例を参考に作成してください。

#### [申請書の記載例]

公定規格において、

- |          |           |
|----------|-----------|
| 一 窒素質肥料  | 七 石灰質肥料   |
| 二 リン酸質肥料 | 八 けい酸質肥料  |
| 三 加里質肥料  | 九 苦土質肥料   |
| 四 有機質肥料  | 十 マンガン質肥料 |

五 副産肥料等

十一 ほう素質肥料

六 複合肥料

十二 微量要素複合肥料

のいずれかに分類されている肥料の場合。

ただし、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料（原料規格の原料を使用するもの）、吸着複合肥料（原料規格の原料を使用するもの）、家庭園芸用複合肥料（原料規格の原料を使用するもの）、化成肥料（原料規格の原料を使用するもの）については、この記載例ではなく、p 63の6を参照してください。

また、下表の旧種類名で登録された肥料で、更新後に副産肥料又は副産動植物質肥料になるもの、並びに、更新後に液状肥料になるもので原料規格の原料を使用するものについても、この記載例ではなく、p 63の6を参照してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量要素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料

捨印

\*1

収入印紙  
\*2

肥料登録有効期間更新申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長

○○ ○○

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号 外第○○○号 \*3
- 2 登録年月日 令和○○年○○月○○日 \*3
- 3 氏名及び住所 ○○○○株式会社 \*4  
社長 ○○ ○○ \*5  
○○国○○○○○○○○○○ \*4
- 4 国内管理人の氏名及び住所  
△△△△株式会社 \*6  
代表取締役 ○○ ○○ \*5  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6
- 5 肥料の種類 化成肥料 \*3 \*7 (○年) \*8
- 6 肥料の名称 有機入り化成肥料1号 \*3
- 7 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*3
	内アンモニア性窒素	8.0	
	硝酸性窒素	1.0	
	りん酸全量	10.5	
	内く溶性りん酸	9.6	
	内水溶性りん酸	5.0	
	加里全量	10.0	
	内水溶性加里	10.0	
	く溶性苦土	2.0	
	く溶性ほう素	0.30	
	内水溶性ほう素	0.10	

その他の規格 \*9

含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。

捨印

\*1

8 生産する事業場の名称及び所在地

〇〇〇〇株式会社 本社工場 \*6

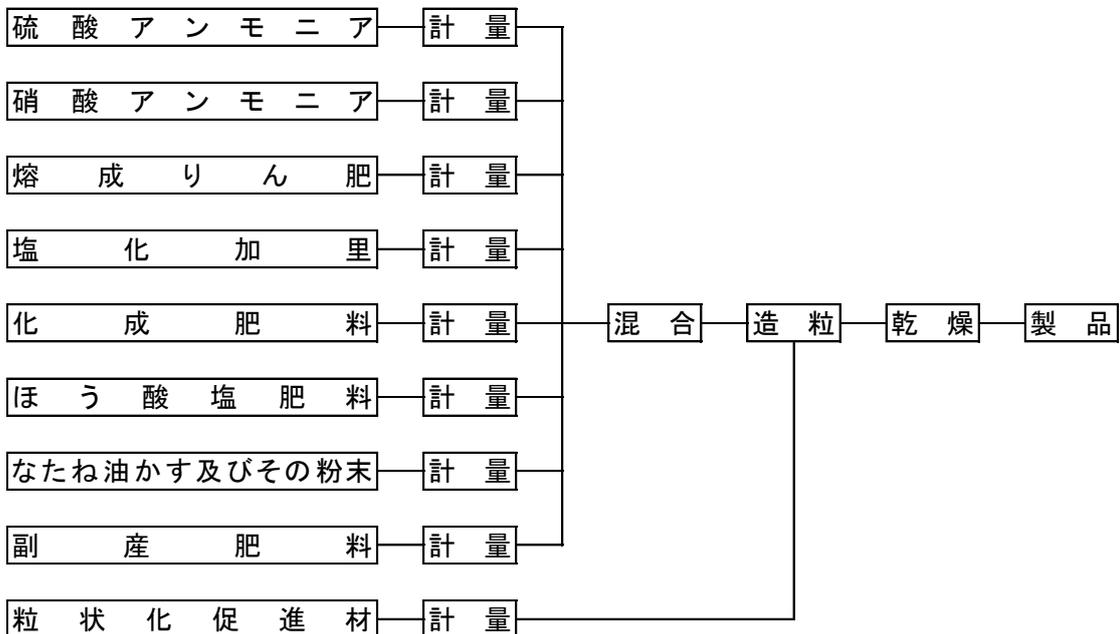
〇〇国〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

9 保管する施設の所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6

10 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項 \*10

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要）\*10



(備考) 1 化成肥料は、〇〇(株)製 生第〇〇〇号〇〇〇又はこれに類似した肥料を使用する。

2 副産肥料は、原料に厚生省令別表1の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛等の部位を用いていないこと及び脂肪並びにたん白質を含有していないことについて、〇国政府機関により証明されたものである。\*11、\*12、\*13

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号

該当なし。 \*10

捨印

\*1

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号

該当なし。 \*10

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号

(材料の種類、名称及び使用量)

粒状化促進材として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号

該当なし。 \*10

- \*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。  
手数料は8,000円です。（令和4年3月30日現在）
- \*3 登録証に記載されているとおりに記載してください。
- \*4 登録証に記載されているとおりに記載してください。もし登録証の記載内容が、貴方（貴社）の实情にあっていない場合は、登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場合に必要な届出等を貴方（貴社）がしていない可能性があります。窓口にご相談ください。
- \*5 申請者や国内管理人が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*6 登録申請してから変更があった場合は、登録事項変更届が必要な項目です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*7 令和3年12月1日の公定規格改正により肥料の種類名が変わっている肥料の場合は、次の表の新種類名を記載してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量元素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料	汚泥肥料
熔成汚泥灰けい酸りん肥	熔成けい酸りん肥
熔成汚泥灰複合肥料	熔成複合肥料

- \*8 被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、混合有機質肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量要素肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。
- \*9 その他の規格について
- (1) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄も空欄の場合は、「該当なし。」と記載してください。
  - (2) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は、「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。」と記載してください。
  - (3) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄で規格が定められている場合は、「その他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。
  - (4) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄でも規格が定められている場合は、「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。
- \*10 以前は施行規則第4条第1～4号について記載していましたが、施行規則の改正により令和3年12月1日から施行規則第4条第1～5号について記載することとなっています。第1号にはこれまでどおり「生産工程の概要」を、第4号には改正前第3号に記載していた「材料の種類、名称及び使用量」を記載してください。第2、3及び5号については、肥料の種類が公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量要素複合肥料」までに規定される種類で、原料規格の原料を使用しない肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。
- \*11 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。
- (例) 蒸製皮革粉の場合  
蒸製条件を満たしていることについて、○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において農林水産大臣の確認を受けている。
- \*12 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。
- (例)  
管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理肥料を交付する。
- \*13 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。
- (例)  
管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

\*14 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(2) 添付書類等

ア 登録証を必ず添付してください。

また、必ず登録証のコピーを取り、手元に残しておいてください。

イ 更新申請する肥料が、牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書や輸出国証明書の写しを添付してください。詳しくは、本社又は生産事業場の所在する都道府県を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。

ウ 登録証を郵送する封筒（希望者）

登録の有効期間が更新された場合、新しい登録証が作成されます。

国内管理人が登録証を郵送で受け取りたい場合は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

エ 収入印紙

収入印紙8,000円（令和4年3月30日現在）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。

また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

6 登録有効期間更新申請書及び添付書類等（原料規格の原料を使用する普通肥料の場合）

（1）登録有効期間更新申請書

申請書は、次の例を参考に作成してください。

**[登録有効期間更新申請書の記載例]**

公定規格中の肥料の種類のうち、次の肥料に該当する場合。（ただし、六～九については、原料規格の原料を使用するものに限る。）

なお、六～九の肥料でこれらの原料を使用しない場合はp56の5を参照してください。

- 一 魚廃物加工肥料
- 二 乾燥菌体肥料
- 三 副産動植物質肥料
- 四 菌体肥料
- 五 副産肥料
- 六 液状肥料
- 七 吸着複合肥料
- 八 家庭園芸用複合肥料
- 九 化成肥料

また、下表の旧種類名で登録された肥料で、更新後に副産肥料及び副産動植物質肥料になるもの、並びに、更新後に液状肥料になるもので原料規格の原料を使用するものについても、この記載例を参照してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量元素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料

捨印

\*1

収入印紙  
\*2

肥料登録有効期間更新申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長 ○○ ○○

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号 外第○○○○○号 \*3
- 2 登録年月日 令和○○年○○月○○日 \*3
- 3 氏名及び住所 ○○○○株式会社 \*4  
社長 ○○ ○○ \*5  
○○国○○○○○○○○○○ \*4
- 4 国内管理人の氏名及び住所  
△△△△株式会社 \*6  
代表取締役 ○○ ○○ \*5  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6
- 5 肥料の種類 液状肥料 \*3 \*7 (○年) \*8
- 6 肥料の名称 液状肥料1号 \*4
- 7 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*3
	水溶性りん酸	3.0	
	水溶性加里	5.0	

その他の規格 \*9  
使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
- 8 生産する事業場の名称及び所在地  
○○○○株式会社 本社工場 \*6  
○○国○○○○○○○○○○
- 9 保管する施設の所在地  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6

捨印

\*1

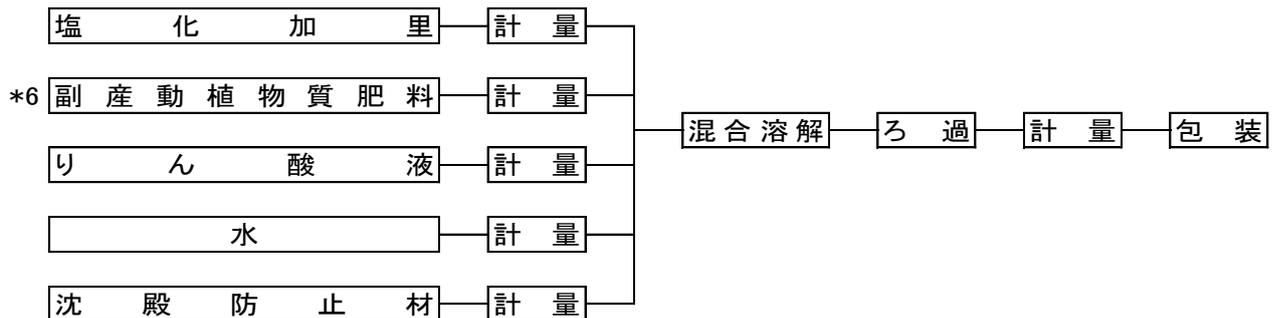
10 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項 \*10

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号 \*10

該当なし。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 \*10

(使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要)



(備考) 1 副産動植物質肥料は、輸第〇〇〇号〇〇〇又はこれに類似した肥料を使用する。

2 りん酸液は、〇〇社で製造された工業用りん酸液であり、原料規格第2中6のイの項に該当する。

\*11 \*12 \*13

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号 \*10

該当なし。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号 \*10

(材料の種類、名称及び使用量)

沈殿防止材としてクエン酸を製品重量当たり5%以下使用する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号 \*10

該当なし。

\*1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は8,000円です。（令和4年3月30日現在）

\*3 登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*4 登録証に記載されているとおりに記載してください。もし登録証の記載内容が、貴方（貴社）の実情にあっていない場合は、登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場合に必要な届出等を貴方（貴社）がしていない可能性があります。窓口にご相談

ください。

- \*5 申請者や国内管理人が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*6 登録申請してから変更があった場合は、登録事項変更届が必要な項目です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。
- \*7 令和3年12月1日の公定規格改正により肥料の種類名が変わっている肥料の場合は、次の表の新種類名を記載してください。

旧種類名	新種類名
副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料、副産マンガン肥料	副産肥料
液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産マンガン肥料、液体微量要素複合肥料	液状肥料
副産動物質肥料、副産植物質肥料	副産動植物質肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料	汚泥肥料
熔成汚泥灰けい酸りん肥	熔成けい酸りん肥
熔成汚泥灰複合肥料	熔成複合肥料

- \*8 副産動植物質肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。
- \*9 原料規格の原料を使用する肥料の場合は、「その他の規格」に「使用される原料」を追加してください。
- \*10 以前は施行規則第4条第1～4号について記載していましたが、施行規則の改正により令和3年12月1日から施行規則第4条第1～5号について記載することとなっています。  
第2号の「使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要」には改正前第1号に書いていた「生産工程の概要」を元に記載します。この際、原料規格の原料を使用する場合は、生産工程の概要とともに、原料規格への適合性が確認できる事項（原料の生産工程、該当する原料規格など）を記載してください。  
第4号には改正前第3号に記載していた「材料の種類、名称及び使用量」を記載してください。  
第1、3及び5号については、肥料の種類が、公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量要素複合肥料」までに規定される種類で、原料規格の原料を使用する肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。
- \*11 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

（例） 蒸製皮革粉の場合

蒸製条件を満たしていることについて、○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において農林水産大臣の確認を受けている。

\*12 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

\*13 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

\*14 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

## (2) 添付書類等

ア 登録証を必ず添付してください。

また、必ず登録証のコピーを取り、手元に残しておいてください。

イ 更新申請する肥料が牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認書の写しを添付してください。詳しくは、本社又は生産事業場の所在する都道府県を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。

ウ 登録証を郵送する封筒（希望者）

登録の有効期間が更新された場合、新しい登録証が作成されます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは手続きを行った地方農政局等にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

エ 収入印紙

収入印紙8,000円(令和4年3月30日現在)が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。

また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

## VIII 外国生産肥料の仮登録の有効期間の更新申請の手引き

### 1 はじめに

肥料の仮登録については、有効期間は1年となっています。この有効期間の間に、農林水産消費安全技術センターが肥効試験を行い、効果の判定ができない場合は、仮登録の有効期間の更新ができます。

### 2 仮登録有効期間更新申請書の用紙

仮登録の有効期間の更新の申請に当たっては、まず肥料仮登録有効期間更新申請書を作成してください。申請書は、日本産業規格A4の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

### 3 申請先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班に申請してください。

### 4 仮登録有効期間更新申請書及び添付書類等

#### (1) 仮登録有効期間更新申請書

申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

収入印紙  
\*2

肥料仮登録有効期間更新申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長

○○ ○○

下記により肥料の仮登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第12条第4項の規定により仮登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 仮登録番号 仮外第○○○号 \*3
- 2 仮登録年月日 令和○○年○○月○○日 \*3
- 3 氏名及び住所 ○○○○株式会社 \*4  
社長 ○○ ○○ \*5  
○○国○○○○○○○○○○ \*4
- 4 国内管理人の氏名及び住所  
△△△△株式会社 \*6  
代表取締役 ○○ ○○ \*5  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6
- 5 肥料の名称 ○○○○○ \*3
- 6 保証成分量その他の規格 \*3
- 7 生産する事業場の名称及び所在地 \*6  
○○○○株式会社 本社工場  
○○国○○○○○○○○○○
- 8 保管する施設の所在地  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号 該当なし。 \*7  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 該当なし。 \*7  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号 該当なし。 \*7  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号  
(材料の種類、名称及び使用量)  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第5号

\*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。代表者印に

よる捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

手数料は8,000円です。（令和4年3月30日現在）

\*3 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*4 仮登録証に記載されているとおりに記載してください。もし仮登録証の記載内容が、貴方（貴社）の実情にあっていない場合は、仮登録事項に変更が生じたにもかかわらず、変更した場合に必要な届出等を貴方（貴社）がしていない可能性があります。窓口にご相談ください。

\*5 申請者や国内管理人が法人の場合は、代表者の氏名を記載しますが、代表者に変更があった場合は、変更の届出が必要です。過去に提出した登録申請書や登録事項変更届をよく確認し、登録申請書あるいは登録事項変更届どおりに記載してください。

\*6 仮登録申請してから変更があった場合は、仮登録事項変更届が必要な項目です。過去に提出した仮登録申請書や仮登録事項変更届をよく確認し、仮登録申請書あるいは仮登録事項変更届どおりに記載してください。

\*7 仮登録の場合は「該当なし。」という記載となります。

\*8 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

## （2）添付書類等

ア 仮登録証を必ず添付してください。

また、必ず仮登録証のコピーを取り、手元に残しておいてください。

イ 更新の申請をする肥料が、牛等由来の原料を使用している場合は、製造基準適合確認申請書や輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班にお問い合わせください。

ウ 仮登録証を郵送する封筒（希望者）

仮登録の有効期間が更新された場合、新しい仮登録証が作成されます。

国内管理人が仮登録証を郵送で受け取りたい場合は、仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、仮登録証は本社で保管するとともに、仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

エ 収入印紙

収入印紙8,000円（令和4年3月30日現在）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

## IX 外国生産肥料の肥料登録申請書や肥料仮登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合等の申請・届出の手引き

### 1 はじめに

肥料登録申請書、肥料仮登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書、肥料仮登録有効期間更新申請書に記載した内容に変更が生じた場合や、登録や仮登録した肥料の生産をやめた場合などには、内容に応じ、申請や届出を行う必要があります。

### 2 申請書・届出書の用紙

申請書や届出書は、日本産業規格 A 4 の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

### 3 申請・届出先

外国生産の登録肥料に関して変更等が生じた場合は、国内管理人の所在する都道府県に所在する農林水産省地方農政局等に申請・届出してください。

外国生産の仮登録肥料に関して変更等が生じた場合は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班に申請・届出してください。

なお、登録肥料に関して変更等が生じた場合、申請・届出（一部を除く）は、オンラインで行うことができます。詳しくは農林水産省のウェブサイト（[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/160801.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html)）をご覧ください。

### 4 肥料登録事項変更届、肥料仮登録事項変更届及び添付書類

#### (1) 届出しなければならない場合

次のいずれかの変更があった場合は、「肥料登録事項変更届」または「肥料仮登録事項変更届」を提出する必要があります。

ア 登録又は仮登録申請者が法人の場合、代表者の氏名が変更された場合。

イ 生産する旨の登録又は仮登録をとっている場合で、生産する事業場（工場）の名称や所在地が変更された場合。

ウ 保管する施設の所在地が変更された場合

#### (2) 肥料登録事項変更届、肥料仮登録事項変更届の提出

届出は、変更が生じた日から30日以内に行ってください。

#### (3) 肥料登録事項変更届、肥料仮登録事項変更届の様式

肥料登録事項変更届、肥料仮登録事項変更届は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

\*2

肥料登録事項変更届

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長

○○ ○○

\*2

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

登録番号 *2	肥料の種類 *3	肥料の名称	変更した 年月日	変更した事項	変更した理由
外第○○号*4	化成肥料*4	有機入り化成 肥料1号 *4	令和○年 ○月○日	代表者の変更 (旧)○○○○ (新)○○○○	人事異動による。
外第○○号*4	化成肥料*4	有機入り化成 肥料2号 *4	同 上	同 上	同 上

\*1 届出書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 仮登録にかかる変更の場合は、「登録」を「仮登録」と記載してください。

\*3 仮登録にかかる変更の場合は、この欄は必要ありません。

\*4 登録証又は仮登録証に記載されているとおりに記載してください。

また、この記載例のように、全銘柄に関係する変更の場合は、全銘柄を記載してください。

\*5 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

(4) 添付書類

代表者の氏名の変更のときは、変更した事実を確認できるよう、登記簿抄本等に該当するものを添付してください（コピーでも構いません）。

5 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書、  
肥料仮登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書  
並びに添付書類等

(1) 申請しなければならない場合

氏名や住所が変更された場合（法人の場合は、法人名（会社名等）や主たる事務所（本社）の所在地が変更された場合）は、「肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書」または「肥料仮登録事項変更届出及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書」を提出する必要があります。

(2) 申請書の提出

申請は、変更が生じた日から30日以内に行ってください。

(3) 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書、  
肥料仮登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書の  
様式

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書や肥料仮登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

\*2

\*2

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長 ○○ ○○

\*2

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第1項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

\*2

記

*2 登録番号	*3 肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	*2 変更した事項		変更した理由
				登録証の記載事項に該当するもの	その他	
外第○○号 *4	化成肥料 *4	有機入り化成肥料1号 *4	令和○年○月○日	本社所在地の変更 (旧)…………… (新)……………	代表者の変更 (旧)○○○○ (新)○○○○	本社の移転及び人事異動のため。
外第○○号 *4	化成肥料 *4	有機入り化成肥料2号 *4	同上	同上	同上	同上

- \*1 申請書に誤字・脱字等の記載不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 仮登録にかかる変更の場合は、「登録」を「仮登録」と記載してください。
- \*3 仮登録にかかる変更の場合は、この欄は必要ありません。
- \*4 登録証又は仮登録証に記載されているとおりに記載してください。  
また、この記載例のように、全銘柄に関係する変更の場合は、全銘柄を記載してくださ

い。

\*5 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

#### (4) 添付書類等

ア 書き替えることとなる登録証や仮登録証を全部提出してください。また、提出前に登録証や仮登録証をコピーしてお手元に残しておいてください。

イ 変更した申請者の氏名や法人名（会社名）、住所を確認できるように、法人で登録や仮登録している場合は登記簿抄本等に該当するものを、個人で登録や仮登録している場合は住民票又は運転免許証の写し等に該当するものを添付してください。

ウ 登録証や仮登録証を郵送する封筒（希望者）

登録日（毎月の10日あるいは25日）に新しい登録証や仮登録証が作成されます。

国内管理人が登録証や仮登録証を郵送で受け取りたい場合は、登録証や仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）登録証・仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証や仮登録証は本社で保管するとともに、登録証や仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

6 相続又は合併若しくは分割に基づく肥料登録証又は肥料仮登録証の書替交付申請書又は交付申請書及び添付書類等

##### (1) 申請しなければならない場合

次の変更があった場合は、相続又は合併若しくは分割に基づく肥料登録証又は肥料仮登録証の書替交付申請書又は交付申請書を提出する必要があります。

ア 外国生産肥料の生産事業を相続した場合。

イ 法人が合併し、登録や仮登録の権利を得た場合。

ウ 法人が分割され、登録や仮登録の権利を得た場合。

##### (2) 申請書の提出

申請は、相続や法人が合併・分割した日から30日以内に行ってください。

(3) 相続（合併、分割）に基づく肥料登録証又は肥料仮登録証の書替交付申請書又は交付申請書の様式

相続又は合併若しくは分割に基づく肥料登録証又は肥料仮登録証の書替交付申請書又は交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

\*2

\*4

相続に基づく肥料登録証の書替交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長 ○○ ○○

\*3

\*4

下記のとおり相続により登録を受けた者の地位を承継したので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第2項の規定により登録証の書替交付を申請します。

\*4

\*5

記

1 承継した年月日

令和○○年○○月○○日

2 国内管理人の氏名及び住所

○○○○株式会社 \*6

代表取締役 ○○ ○○

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*7

\*4

3 登録を受けた者の氏名及び住所

○○○○株式会社 \*6

社長 ○○ ○○

○○国○○○○○○○○○○

\*4

4 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

\*4

\*8

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
外第○○○号*9	化成肥料*9	有機入り化成肥料1号 *9
外第○○○号*9	化成肥料*9	有機入り化成肥料2号 *9

- \*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 標題は、相続で仮登録の場合は「相続に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書」と、合併の場合には「合併に基づく肥料登録証の書替交付申請書」あるいは「合併に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書」となります。分割の場合は登録または仮登録の権利を引き継ぐ状況に応じ、「分割に基づく肥料登録証の書替交付申請書」、「分割に基づく肥料登録証の交付申請書」、「分割に基づく肥料仮登録証の書替交付申請書」あるいは「分割に基づく肥料仮登録証の交付申請書」となります。
- \*3 合併の場合は「相続」を「合併」と、分割の場合は「相続」を「分割」と記載してください。
- \*4 仮登録にかかる申請の場合は、「登録」を「仮登録」と記載してください。
- \*5 分割の場合は、\*2の標題に応じ、「登録証の書替交付」、「登録証の交付」、「仮登録証の書替交付」あるいは「仮登録証の交付」と記載してください。
- \*6 申請者や国内管理人が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録や仮登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。
- \*7 国内管理人が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。国内管理人が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。
- \*8 仮登録にかかる申請の場合は、この「肥料の種類」欄は必要ありません。
- \*9 受け継いだ登録証に記載されているとおりに記載してください。
- \*10 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

#### （4）添付書類等

ア 書き替えることとなる登録証や仮登録証を全部提出してください。提出前に登録証や仮登録証をコピーしてお手元に残しておいてください。

イ 国内で生産された肥料についての登録や、輸入業者による登録の場合は、法人で申請があった場合には、登記簿抄本等で法人名・代表者氏名・住所を、個人で申請があった場合には、住民票又は運転免許証等で氏名・住所を確認させていただいております。

このような「登記簿抄本」や「住民票又は運転免許証等」に該当するものの写しを提出してください。

ウ 国内管理人が法人の場合は登記簿抄本等を、国内管理人が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。

エ 登録証や仮登録証を郵送する封筒（希望者）

登録日（毎月の10日あるいは25日）に新しい登録証や仮登録証が作成されます。

国内管理人が登録証や仮登録証を郵送で受け取りたい場合は、登録証や仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証・仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証や仮登録証は本社で保管するとともに、登録証や仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## 7 肥料登録証再交付申請書、肥料仮登録証再交付申請書及び添付書類等

### (1) 申請しなければならない場合

登録証や仮登録証を紛失又は汚損した場合は、「肥料登録証再交付申請書」または「肥料仮登録証再交付申請書」を提出する必要があります。

### (2) 肥料登録証再交付申請書、肥料仮登録証再交付申請書の様式

肥料登録証再交付申請書・肥料仮登録証再交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

### [ア 肥料登録証再交付申請書の記載例] 公定規格において、

- |          |             |
|----------|-------------|
| 一 窒素質肥料  | 七 石灰質肥料     |
| 二 リン酸質肥料 | 八 けい酸質肥料    |
| 三 加里質肥料  | 九 苦土質肥料     |
| 四 有機質肥料  | 十 マンガン質肥料   |
| 五 副産肥料等  | 十一 ほう素質肥料   |
| 六 複合肥料   | 十二 微量要素複合肥料 |

のいずれかに分類されている肥料の場合。

捨印

\*1

肥料登録証再交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長

○○ ○○

\*2

下記の登録証を滅失したので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号 外第○○○号 \*3
- 2 登録年月日 令和○○年○○月○○日 \*3
- 3 登録の有効期限 令和△△年△△月△△日 \*3
- 4 肥料の種類 化成肥料 \*4
- 5 肥料の名称 有機入り化成肥料1号 \*3
- 6 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*3
	内アンモニア性窒素	8.0	
	硝酸性窒素	1.0	
	りん酸全量	10.5	
	内く溶性りん酸	9.6	
	内水溶性りん酸	5.0	
	加里全量	10.0	
	内水溶性加里	10.0	
	く溶性苦土	2.0	
	く溶性ほう素	0.30	
	内水溶性ほう素	0.10	

その他の規格 \*3

含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。

\*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 汚してしまった登録証の書き替えの場合は、「滅失」を「汚損」と書いてください。

\*3 登録証に記載されていたとおりに記載してください。

\*4 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

[イ 肥料仮登録証再交付申請書の記載例]

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1
肥料仮登録証再交付申請書
令和 年 月 日
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿
○○国○○○○○○○○○○ ○○○○株式会社 社長 ○○ ○○
*2
下記の仮登録証を滅失したので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第3項の規定により仮登録証の再交付を申請します。
記
1 仮登録番号            仮外第○○号 *3 2 仮登録年月日        令和○○年○○月○○日 *3 3 仮登録の有効期限    令和△△年△△月△△日 *3 4 肥料の名称            ○○○○○ *3 5 保証成分量その他の規格 *3

- \*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 汚してしまった仮登録証の書き替えの場合は、「滅失」を「汚損」と書いてください。
- \*3 仮登録証に記載されていたとおりに記載してください。
- \*4 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(3) 添付書類等

ア 汚してしまい書き替える場合は、その登録証又は仮登録証を提出してください。

イ 登録証や仮登録証を郵送する封筒（希望者）

国内管理人が登録証や仮登録証を郵送で受け取りたい場合は、登録証や仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円（令和4年3月30日現在）

（注）登録証・仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証や仮登録証は本社で保管するとともに、登録証や仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## 8 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書、肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書及び添付書類等

### (1) 申請しなければならない場合

やむを得ず、登録されている名称を変更しなければならない場合は「肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書」を提出する必要があります。

また、仮登録の場合は、名称を変更する理由が想定されないため、基本的に名称変更を認めておりません。申請書の様式は定まっておりますので、参考までに記載しておきます。

### (2) 申請書の提出

申請は、名称を変更する前に行ってください。

### (3) 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書、肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書の様式

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書、肥料名称変更に基づく仮登録証書替交付申請書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

\*2

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長 ○○ ○○

\*2

- 1 登録番号 外第○○○号 \*3
- 2 肥料の種類 \*4 化成肥料 \*3
- 3 肥料の名称 ○△□◇肥料 \*3

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第4項の規定により登録証の書替交付を申請します。 \*2

記

- 1 新しい名称 有機入り化成肥料1号
- 2 変更する理由

「○△□◇」という語が、他者の商標登録に抵触したため。

- \*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 仮登録に係る申請の場合は、「登録」を「仮登録」と記載します。
- \*3 登録証や仮登録証に記載されているとおりに記載してください。
- \*4 仮登録に係る申請の場合は、「肥料の種類」を記載する必要はありません。
- \*5 申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

#### （4）添付書類等

ア 書き替えることとなる登録証や仮登録証を提出してください。

イ 登録証や仮登録証を郵送する封筒（希望者）

登録日（毎月の10日あるいは25日）に新しい登録証や仮登録証が作成されます。

国内管理人が登録証や仮登録証を郵送で受け取りたい場合は、登録証や仮登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

詳しくは、申請先にお問い合わせください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50 g まで120円+簡易書留料金320円=440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証や仮登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

なお、登録証や仮登録証は本社で保管するとともに、登録証や仮登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

## 9 肥料登録失効届、肥料仮登録失効届及び添付書類

### (1) 届出しなければならない場合

次のいずれかに該当する場合は、「肥料登録失効届」や「肥料仮登録失効届」を提出する必要があります。

ア 登録や仮登録を受けていた法人が解散し、その清算が終了した場合。

イ 登録や仮登録を受けていた肥料の生産をやめた場合。

ウ 登録や仮登録を受けている肥料について、保証成分量やその他の規格を変更した場合。

エ 登録や仮登録の有効期限が過ぎ、その更新をしなかった場合。

### (2) 届出書の提出

届出書は、(1)のア～エの場合が生じてから速やかに届け出てください。

### (3) 肥料登録失効届、肥料仮登録失効届の様式

肥料登録失効届、肥料仮登録失効届は、次の例を参考に作成してください。

捨印

 \*1

\*2  
肥料登録失効届

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○  
○○○○株式会社  
社長 ○○ ○○

\*2 \*3

令和○○年○○月○○日から下記の肥料の登録は生産の廃止により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

\*2

記

*2 登録番号	*4 肥料の種類	肥料の名称
外第○○○号 *5	化成肥料*5	有機入り化成肥料1号 *5
外第○○○号 *5	化成肥料*5	有機入り化成肥料2号 *5

- \*1 届出書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。
- \*2 仮登録に係る届出の場合は、「登録」を「仮登録」と記載します。
- \*3 （1）のEの場合は「生産の廃止」を「有効期間の満了」と記載してください。
- \*4 仮登録にかかる届出の場合は、この「肥料の種類」欄の記載の必要はありません。
- \*5 登録証や仮登録証に記載されているとおりに記載してください。
- \*6 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

（4）添付書類  
失効（生産や輸入をやめる）した肥料の登録証や仮登録証を提出してください。

10 肥料の生産（輸入）に関する原料、材料、生産工程等の変更について

登録肥料の原料、材料、生産工程等が、登録申請時から変わる場合は、法令上義務づけられた手続きはありませんが、変更後も肥料の種類や保証成分量などの登録内容が維持できるかについて事前相談を受け付けています。詳しくは[http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2\\_8.html](http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_8.html)をご覧ください。

## 11 仮登録から登録への移行

P1のとおり、仮登録後に特に問題ないことが認められた場合、仮登録は登録に移行します。登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼って提出してください。

(簡易書留の場合の郵便料金)

定形外で50gまで120円＋簡易書留料金320円＝440円(令和4年3月30日現在)

(注) 登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は460円になりますのでご注意ください。

## X 国内管理人にかかる事項に変更が生じた場合の届出・

### 登録外国生産業者による国内管理人への生産・販売実績の通知の手引き

#### 1 はじめに

外国生産肥料の登録や仮登録に当たり、国内管理人を定めなければならないこととなっています。国内管理人の氏名と住所（国内管理人が法人の場合は、社名や代表者の氏名、本社の住所）を登録申請書に記載しなければならないこととなっていますが、国内管理人にかかる事項に変更が生じた場合は、肥料登録事項変更届や肥料仮登録事項変更届ではなく、「国内管理人変更届」の様式で届け出ることとなっています。

また、登録外国生産業者は、国内管理人に、日本国に輸出した登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料の生産数量と販売数量を通知しなければならないこととなっています。

#### 2 届出書や通知書の用紙

届出書や通知書は、日本産業規格 A 4 の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

#### 3 国内管理人変更届及び添付書類

##### (1) 届出しなければならない場合

次の変更がある場合は、国内管理人変更届を提出する必要があります。

ア 登録申請書又は仮登録申請書に記載した国内管理人を変更した場合。

イ 登録申請書又は仮登録申請書に記載した国内管理人が法人のとき、法人の名称や本社の住所が変更された場合。

ウ 登録申請書又は仮登録申請書に記載した国内管理人が個人のとき、氏名や住所が変更された場合。

##### (2) 国内管理人変更届の提出

届出は、変更が生じた日から30日以内に行ってください。

##### (3) 届出先

外国生産の登録肥料については、国内管理人の所在する都道府県に所在する農林水産省地方農政局等に、外国生産の仮登録肥料については、農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班に届け出てください。

なお、届出は、オンラインで行うことができます。詳しくは農林水産省のウェブサイト ([https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/160801.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html)) をご覧ください。

##### (4) 国内管理人変更届の様式

国内管理人変更届は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

国内管理人変更届

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○国○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

社長

○○ ○○

下記のとおり国内管理人に関し変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第3項の規定により届け出ます。

記

\*2

- 1 登録番号 外第○○○号 \*3
- 2 肥料の種類 \*4 化成肥料 \*3
- 3 肥料の名称 有機入り化成肥料1号 \*3
- 4 変更した年月日 令和○○年○○月○○日
- 5 変更前後の国内管理人の氏名及び住所  
(変更前) △△△△株式会社 \*3  
社長 △△ △△ \*3  
兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目3番7 \*3  
(変更後) ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
- 6 変更の理由

\*1 届出書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）（代表者印による捨印が難しい場合は、国内管理人の印による捨印とします。）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 仮登録にかかる変更の場合は、「登録」を「仮登録」と記載します。

\*3 登録証や仮登録証に記載されているとおりに記載してください。

\*4 仮登録にかかる届出の場合は、この「肥料の種類」欄は必要ありません。

\*5 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(5) 添付書類等

変更後の国内管理人が法人の場合は登記簿抄本等を、個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。

4 登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料の生産及び販売実績通知書

(1) 通知しなければならない時期

登録外国生産業者は、日本国に輸出した登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料の生産数量と販売数量等を、毎年1月20日までに、その年の前年分について、国内管理人に通知しなければなりません。

(2) 登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料の生産及び販売実績通知書の様式

登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料の生産及び販売実績通知書は、次の例を参考に作成してください。

肥料の生産及び販売実績通知書				
			令和 年 月 日	
○○○○株式会社 殿 *1				
○○国○○○○○○○○○○				
○○○○株式会社				
社長           ○○ ○○				
肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第4項の規定により○○○○年1月から12月までの肥料の生産及び販売の実績を下記のとおり通知します。				
記				
1 生産実績				
*2				
登録番号	肥料の名称	生産年月日	生産数量	
外第○○○号 *3	有機入り化成肥料1号 *3	○○○○年○○月○○日	○○トン	
.....	.....	.....	.....	
.....	.....	.....	.....	
2 販売実績				
*2				
登録番号	肥料の名称	販売先 (氏名又は名称)	販売年月日	販売数量
外第○○○号 *3	有機入り化成肥料1号 *3	××××株式会社	○○○○年 ○○月○○日	○○トン
.....	.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....	.....

\*1 国内管理人の氏名（国内管理人が法人の場合は、法人の名称）を記載してください。  
 \*2 仮登録にかかる通知の場合は、「登録」を「仮登録」と記載します。

\*3 登録証や仮登録証に記載されているとおりに記載してください。

## X I 外国生産肥料の輸入業者届出にかかる手引き

### 1 はじめに

登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料を、登録外国生産業者でもなくその国内管理人でもない者が輸入する場合は、事前に外国生産肥料輸入業者届出書の提出が必要になります。

### 2 届出書の用紙

届出書は、日本産業規格 A 4 の上質紙をご用意いただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元にとっておいてください。

### 3 届出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班に届け出てください。

### 4 外国生産肥料輸入業者届出書及び添付書類

#### （1）届出しなければならない場合

登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料を、登録外国生産業者でもなくその国内管理人でもない者が輸入する場合。

#### （2）外国生産肥料輸入業者届出書の提出

届出書は、輸入を開始する1週間前までに届け出てください。

#### （3）外国生産肥料輸入業者届出書の様式

外国生産肥料輸入業者届出書は、次の例を参考に作成してください。

捨印

\*1

外国生産肥料輸入業者届出書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

\*2

下記により肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第1項の規定による登録を受けた普通肥料を輸入したいので、同法第33条の4第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所 ○○○○株式会社 \*3

代表取締役 ○○ ○○

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*4

\*2

2 登録番号 外第○○○号 \*5

3 保管する施設の所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 \*6

\*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。強制ではありませんが、軽微な間違いは届出時等に訂正できるよう、代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 仮登録にかかる届出の場合は、「登録」を「仮登録」と記載します。

\*3 届出者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料の届出について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。

\*4 届出者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。届出者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。

\*5 輸入する登録外国生産肥料や仮登録外国生産肥料の保証票に記載されている登録番号や仮登録番号のおりに記載します。

\*6 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。

\*7 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(4) 添付書類

初めて届出する場合には、届出者が法人の場合は登記簿抄本等を、届出者が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。

5 外国生産肥料輸入業者届出事項変更届出書及び添付書類

(1) 届出しなければならない場合

外国生産肥料輸入業者届出書で届け出た内容に変更があった場合。

(2) 外国生産肥料輸入業者届出事項変更届出書の提出

届出書は、変更のあった日から2週間以内に届け出てください。

(3) 外国生産肥料輸入業者届出事項変更届出書の様式

外国生産肥料輸入業者届出事項変更届出書は、次の例を参考に作成してください。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1						
<p>外国生産肥料輸入業者届出事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○</p> <p>さきに令和○○年○○月○○日付で肥料の品質の確保等に関する法律第33条の4第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table><tr><td>1 変更した年月日</td><td>令和○○年○○月○○日</td></tr><tr><td>2 変更した事項</td><td>代表者の氏名 (旧) ○○ ○○ (新) △△ △△</td></tr><tr><td>3 変更した理由</td><td>人事異動による。</td></tr></table>	1 変更した年月日	令和○○年○○月○○日	2 変更した事項	代表者の氏名 (旧) ○○ ○○ (新) △△ △△	3 変更した理由	人事異動による。
1 変更した年月日	令和○○年○○月○○日					
2 変更した事項	代表者の氏名 (旧) ○○ ○○ (新) △△ △△					
3 変更した理由	人事異動による。					

\*1 届出書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(4) 添付書類

ア 届出者が法人の場合、以下の事項が変更された場合は、登記簿抄本等を添付し、確認できるようにしてください。

(ア) 法人の名称（会社名）

(イ) 法人の代表者の氏名

(ウ) 法人の主たる事務所（本社）の所在地

イ 届出者が個人の場合は、住所の変更があった場合、住民票又は運転免許証の写し等を添付し、確認できるようにしてください。

## 6 外国生産肥料輸入事業廃止届出書

### (1) 届出しなければならない場合

外国生産肥料輸入業者届出書で届け出た肥料の輸入をやめた場合。

### (2) 外国生産肥料輸入事業廃止届出書の提出

届出は、輸入をやめた日から2週間以内に行ってください。

### (3) 外国生産肥料輸入事業廃止届出書の様式

外国生産肥料輸入事業廃止届出書は、次の例を参考に作成してください。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">捨印</div> *1	
外国生産肥料輸入事業廃止届出書	
令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿	
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	
○○○○株式会社	
代表取締役 ○○ ○○	
さきに令和○○年○○月○○日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第33条の	
*2	
4第1項の規定により届け出た同法第33条の2第1項の規定による登録を受けた普通	
肥料の輸入事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。	
記	
1 廃止した年月日	令和○○年○○月○○日
*2	
2 輸入していた普通肥料の登録番号	外第○○○号 *3

\*1 届出書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、届出書を受理することはできないこととなります。代表者印による捨印（訂正印）の押印がありますと、軽微な間違いは申請時等に訂正できます。

\*2 輸入していた肥料が仮登録肥料の場合は、「登録」を「仮登録」と記載します。

\*3 輸入する旨届け出していた肥料の登録番号を、外国生産肥料輸入業者届出書や外国生産肥料輸入業者届出事項変更届出書で届け出たとおりに記載します。

\*4 届出書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

## (参考) 肥料の名称のきまり

肥料の名称については、以下のようなきまりがあります。登録の申請や届出に際し、肥料の名称を申請・届出することになるわけですが、名称を決めるに当たり、きまりからはずれることのないよう注意してください。

### 1 すべての肥料について

- (1) 肥料の成分や肥料の効果について、誤解を生ずるおそれのある名称をつけることはできません。
- (2) 他人の商標を無断で肥料の名称に使用し、問題となることがしばしばあります。登録商標などになっていないかどうかを事前に調査し、問題ないことを確認してから名称につけてください。
- (3) 他人の名称、他の会社名、他人（他社）の商標、他人（他社）の商号などについては、使用しても問題ないかどうか十分確認の上、肥料の名称に使用してください。

### 2 普通肥料について

#### (1) すべての普通肥料について

- ア 保証する主成分の種類や、保証分量が異なるときは、異なる名称とする。
- イ 肥料の登録先や届出先が、農林水産大臣と都道府県知事の両方になる場合は、別々の名称をつけて、それぞれに登録申請や届出をする。保証する主成分の種類や保証分量が同じであったとしても、別の名称とする。
- ウ 保証する主成分の種類や保証分量が同じであったとしても、登録する肥料と指定混合肥料の両方の肥料になる場合は、別の名称とする。
- エ ふりがながついていたり、図案を用いた名称をつけることはできない。
- オ 「高度」の文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里のうち2つ以上の成分を保証していて、それらの合計量が30%以上の場合に限る。
- カ 都道府県標準複合肥料と紛らわしい文字（「〇〇県」、「標準」、「基準」、「奨励」など）を、都道府県標準複合肥料ではない肥料の名称とすることはできない。
- キ 「完全」などの文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里の3成分とも保証している場合に限る。
- ク 肥料中に有機質の原料を使用したことを名称で表したいときは、どのような有機質の原料を用いた場合でも、「有機入り」の文字で表す。ただし、その有機質の原料に由来する窒素の量を0.2%以上含んでいなければならない。

#### (2) 登録される肥料について

- ア 適合している公定規格に基づき登録されるが、その該当している公定規格にかかれている肥料の種類以外の肥料の種類を、肥料の名称中に用いることはできない。
- イ 「りん安」「りん酸アンモニア」を肥料の名称とする場合は、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{P}_0_4$ と $(\text{NH}_4)_2\text{HP}_0_4$ の含有量の合計が70%以上の場合に限る。
- ウ 「りん酸一アンモニア」「りん酸二アンモニア」を肥料の名称とする場合は、それぞれの化学物質が90%以上の割合である場合に限る。

エ 肥料の原料名を名称中に入れる場合は、「燐安」「硫燐安」「尿素燐安」「塩燐安」「燐硝安」「硝酸加里」などの文字は用いても構わないが、それ以外の場合は、公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を用いることを原則とする。

(3) 指定混合肥料について

公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を名称中に用いる場合は、その指定混合肥料が、その肥料の種類に適合している場合に限る。

(4) 仮登録された肥料について

仮登録肥料の肥料の名称の変更は、基本的に認めておりません。